

第3期

可児市地域福祉計画（案）

私もつくる

みんなで支える

安気なまち 可児



平成31年1月

可児市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 地域福祉とは	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
6 地域の範囲	6
7 第2期計画の評価	7
第2章 計画の基本的な考え方	12
1 基本理念	13
2 施策の体系	14
3 基本目標と重点を置く取り組み	15
4 第3期計画推進のためのポイント	16
第3章 施策の方向性	18
1 基本目標 地域の組織と活動の活性化	19
1 身近な地域での福祉活動の推進	20
2 地域交流の場づくり	22
3 地域ぐるみの子育て	23
2 基本目標 福祉教育とボランティア活動の推進	25
1 福祉教育の推進と広報・啓発	26
2 ボランティア活動の推進	27
3 基本目標 福祉サービスの利用促進	29
1 福祉サービスに関する情報の提供	31
2 相談窓口の充実	31
3 サービスの質と量の向上と新たな福祉サービスの創出	35
4 権利擁護の推進	36
5 多様な福祉課題への対応	37
4 基本目標 安心、安全な地域づくりの推進	38
1 防災・減災に取り組む地域づくり	39
2 災害時の支援体制の整備	41
3 地域安全活動の推進	42
第4章 計画の推進について	43
1 数値目標の設定	44
2 計画の推進体制	45
3 関係機関等との連携体制の整備	45
資料編	46
1 可児市の地域を取り巻く現況	47
2 アンケートの調査結果	54

今後、元号の変更が予定されていますが、本計画の策定時点では新元号が決まっていないため、一部の年号表記は平成の表記をした和暦と西暦を併記しています。

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 策定の目的

本市では、平成26年3月に、「第2期可児市地域福祉計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、4つの基本目標に沿って、地域福祉の充実に努めてきました。しかし、「福祉」の概念自体が広範となる中で、市民・団体等の主体的な活動がより一層求められています。

また、高齢者、障がい者、子ども等の各分野では、介護と育児に同時に直面する世帯、いわゆるダブルケアや老老介護といった課題が複合化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケース、支援を必要としていても自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケースなど、新たな課題が顕在化してきています。

こうした多様化する課題を解決するために、既存の相談支援機関による連携体制の強化や、地域住民が自ら課題解決する地域づくり、包括的な相談支援体制の整備といった取組も必要となっています。

今後は、国が示す「地域共生社会」の理念等を踏まえ、高齢者・障がい者・子ども等の福祉分野の上位計画として、地域住民全体を巻き込みながら支援の輪を広げ、分野の横断的な取り組みを進めていく必要があります。

以上を踏まえ、「第3期可児市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)は、第2期計画におけるこれまでの取り組みの進捗状況、可児市における新たな課題及び社会の潮流や国の動向などを踏まえ、地域福祉をより充実・推進させるために策定しました。

(2) 地域福祉活動計画と連携して策定する目的

「地域福祉活動計画」は、地域住民、ボランティア、NPO、福祉関係団体等が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める計画です。その中で、可児市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図る団体」と定められた社会福祉法人で、福祉関係機関や団体との連携・協力のもと、住み慣れたまちで安心して生活することのできる福祉のまちづくりを実現するために日頃から活動しています。

地域福祉の充実・推進にあたっては、地域福祉計画で理念や仕組みを示し、それに沿って地域福祉活動計画が市内の様々な「現場」で行う具体的な取り組みを示し、両方の計画が、車の両輪のように動くことが重要です。

そのため、地域福祉推進の基盤となる市と、地域福祉推進の中核的な役割を果たす市社協が、理念と方向性を共有し、連携・協働しながら本計画の策定を進めました。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性



2 地域福祉とは

(1) 「地域福祉」とは何か

「福祉」という言葉は一般的に、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、困りごとを抱えた特定の人に対するもの、という概念で捉えられることが多くなっています。しかし、本来「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりをめざし、地域の課題に取り組むことをいいます。つまり、地域福祉は特定の人のものではなく、誰にとっても身近で関わりのあるものといえます。

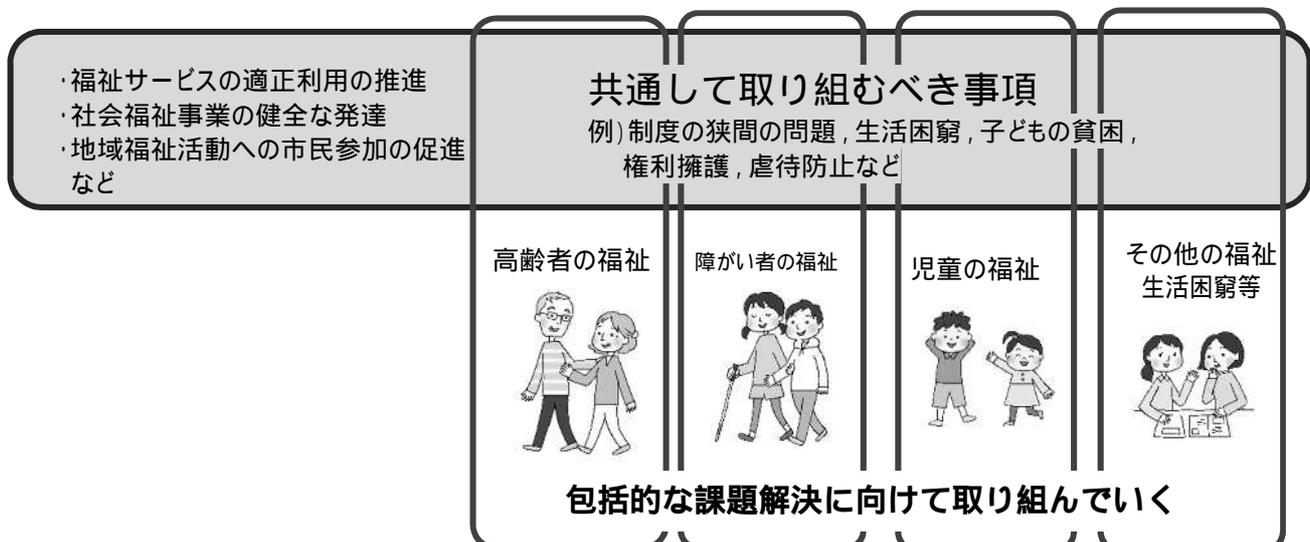
(2) 国の「地域福祉」に関わる方向性

これまで取り組んできた様々な福祉制度や分野ごとの福祉施策において、解決できない複合課題や、制度の狭間の課題の存在、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、地域の“つながり”の弱まりなどの課題が顕在化してきています。

このような地域生活課題に対して国では、平成28年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざすことが示されました。

その後、平成29年12月に厚生労働省から社会福祉法に基づく市町村における包括的支援体制の整備に関する指針が示され、また厚生労働省の局長から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」では、市町村が策定する地域福祉計画に反映させるべき新たな項目が、ガイドラインとして示されました。この中で、人々の生活課題は、介護や子育てなどの福祉の分野のみにとどまらず、住まいや就労、教育といった様々な分野にまたがっており、制度の枠組みからのみで解決するのではなく、地域づくりなども含めて包括的に課題解決に向けて取り組んでいく必要性が示されています。

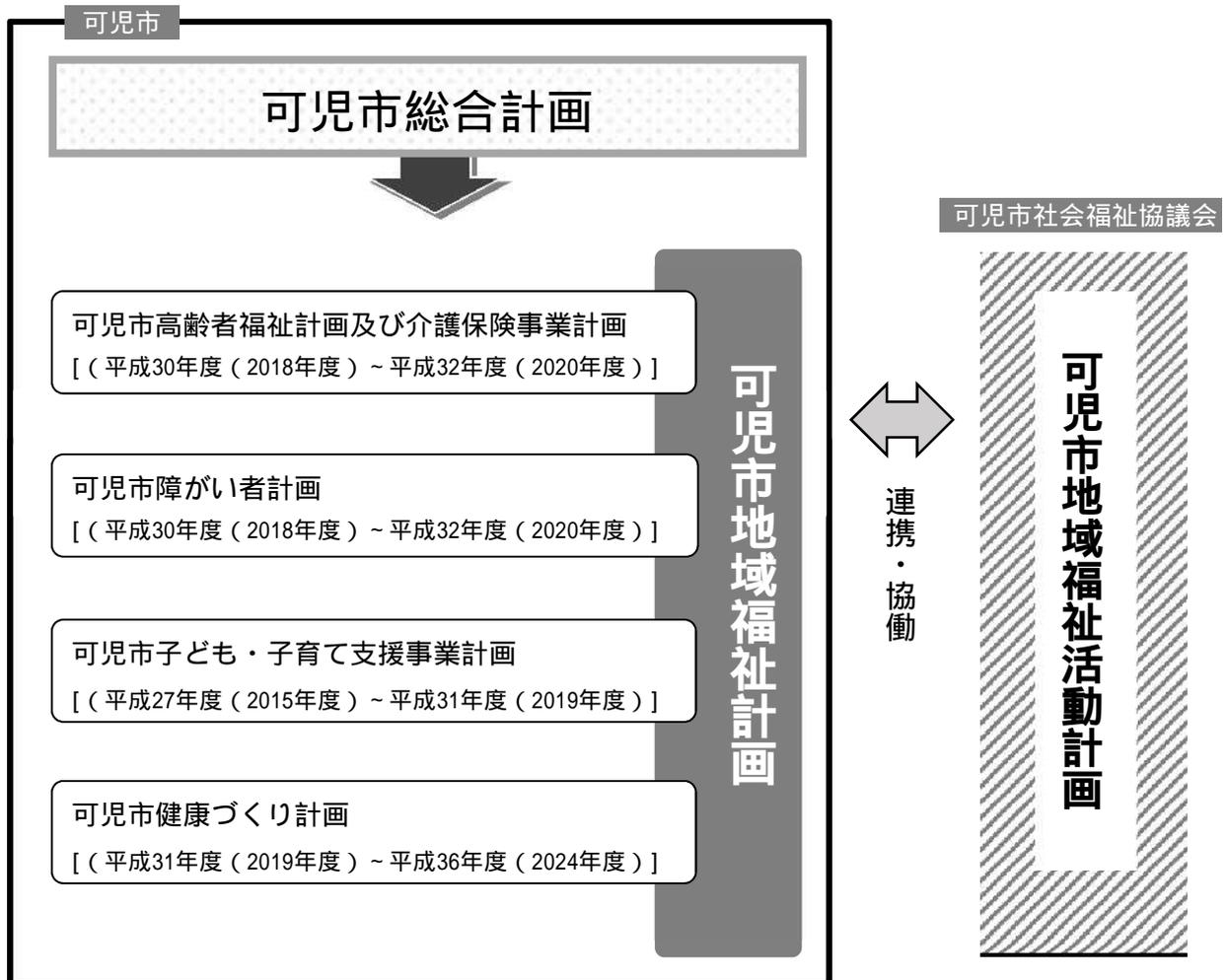
「包括的な取り組み」のイメージ



3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、市の最上位計画である「可児市総合計画」の方向性に基づき策定するとともに、「可児市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「可児市障がい者計画」「可児市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画と整合性を図っています。

また、平成 29 年の社会福祉法の改正を受け、取り組みが必要な事項についても、施策の方向性や取組内容に位置づけていきます。さらに市社協の策定する「可児市地域福祉活動計画」と連携・協働を図ります。



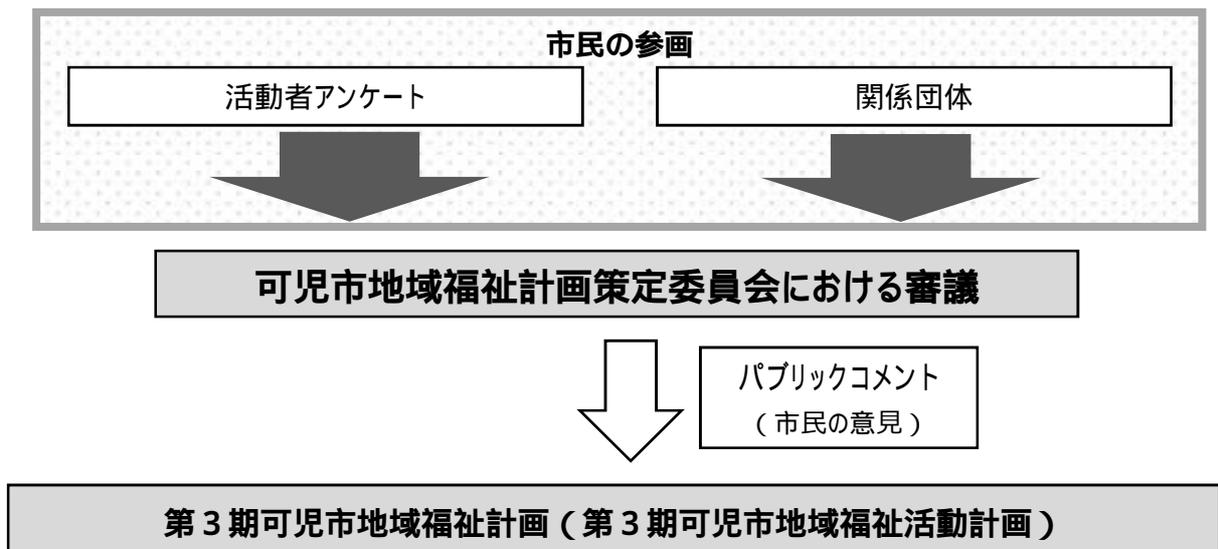
4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間として定め、地域福祉活動計画と計画期間を合わせます。また、その間に予定されている総合計画（基本計画）の見直しや、社会情勢の変化、市民のニーズの変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

(年度)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成33年 (2021年)	平成34年 (2022年)	平成35年 (2023年)	平成36年 (2024年)	平成37年 (2025年)	
可児市総合計画			第五次総合計画 基本構想						
			基本計画(前期)				基本計画(後期)		
地域福祉計画		第3期							
地域福祉活動計画		第3期							

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、普段から地域で活動されている自治会長、民生児童委員、地域福祉協力者 やボランティア・NPO等の関係団体に対して、アンケート調査等を実施しました。また、「可児市地域福祉計画策定委員会」を開催してワークショップを行い、第2期計画において定めた市民・地域の取り組みを中心に現状の課題を洗い出し、本計画で新たに市民等が取り組むべきことを定めていきました。



地域福祉協力者

地域で一人暮らしや体の不自由な方や子ども等を見守る人。高齢化や核家族化が進む中、見守りが必要な人を地域で見守り、安心して暮らせるまちづくりをめざすため、地域福祉協力者制度を平成22年4月から実施している。

6 地域の範囲

(1) 地域の範囲

本市におけるまちづくりや地域福祉活動は、自治連合会単位の14地区を基本に取り組みられています。また、市社協が中心となり活動を支援している地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）も各自治連合会単位で14地区が組織されています。

本計画においては、地域の実情に合わせた福祉活動を展開するため、自治連合会・地区社協の単位を基本的な地域としますが、事業の内容や利用者の利便性によっては自治会など適切な範囲での活動を推進します。

(2) 地区社協について

地区社協は、地域の住民により組織されている任意団体です。市社協の支援を受けながら、身近な地域での福祉活動を推進しています。各地区社協においてサロン活動や配食サービス、高齢者外出支援活動、家事支援サービスなど、地域の状況や課題に応じて、地域それぞれの活動が行われています。

自治連合会・地区社協の区分（市内14地区）



7 第2期計画の評価

平成26年度から30年度の第2期地域福祉計画の施策の体系は次のとおりです。

(1) 施策の体系(第2期計画)

【めざすイメージ】 輪をつなぎ みんなで笑顔 つくる可児

基本目標 地域の組織と活動の活性化

1 小地域福祉活動の推進

- (1) 地区福祉活動の強化
- (2) 既存資源を活用した活動拠点づくり
- (3) 活動促進のための人材育成
- (4) 地域団体の活動の活性化

2 地域交流の場づくり

- (1) 地域における交流の場づくり
- (2) さまざまな分野における地域福祉活動の促進

3 地域ぐるみの子育て

- (1) 子どもを育てやすい環境の整備

基本目標 福祉教育とボランティア活動の推進

1 福祉教育の推進と広報・啓発

- (1) 福祉に関する広報・働きかけ
- (2) 福祉教育の推進

2 ボランティア活動の推進

- (1) ボランティア活動の周知・支援
- (2) ボランティア活動に取り組みやすいしくみづくり

基本目標 福祉サービスの利用促進

1 福祉サービスに関する情報の提供

- (1) きめ細かな情報提供体制づくり

2 相談窓口の充実

- (1) きめ細かな相談体制づくり
- (2) 相談員の人材育成

3 サービスの質と量の向上と新たな福祉サービスの創出

- (1) 支援が必要な人への適切な福祉サービスの提供
- (2) 交通サービスの充実

4 権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及・啓発

基本目標 安全、安心な地域づくりの推進

1 防災・減災に取り組む地域づくり

- (1) 防災・災害時支援の体制づくり
- (2) 防災情報等の周知

2 災害時の支援体制の整備

- (1) 災害時の情報伝達方法の確立
- (2) 地域住民の情報の把握と適切な管理

3 防犯活動と交通安全の推進

- (1) 防犯活動の活性化
- (2) 交通安全の推進

(2) 数値目標の進捗状況

第2期計画では、4つの基本目標ごとに数値目標を設定し、この達成状況によって、本市の地域福祉の進捗状況を図ることとしていました。

基本目標 地域の組織と活動の活性化							
指標	算出方法	数値					目標 H30年度
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
地域福祉協力者数	地域福祉協力者としての登録者数(累計)	129人	178人	159人	268人	357人	350人
「地域ケア会議」の開催	「地域ケア会議」のしくみが構築できた地域の数(年度末)	0カ所	0カ所 地域ケア会議 4地区開催	0カ所 地域ケア会議 5地区開催	2カ所 地域ケア会議 4地区開催	6カ所 地域ケア個別 会議	6カ所
基本目標 福祉教育とボランティア活動の推進							
指標	算出方法	数値					目標 H30年度
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
ボランティア団体数・人数	ボランティアセンターに登録している団体、個人の数(年度末)	96団体	104団体	108団体	104団体	104団体	増加
		507人	536人	547人	59人	101人	増加
地域支え愛ポイント制度の付与団体と登録人数	ポイント付与団体数	-	40団体	101団体	156団体	166団体	増加
	ボランティア登録の個人の数	-	435人	1026人	1,401人	1,603人	増加
基本目標 福祉サービスの利用促進							
指標	算出方法	数値					目標 H30年度
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
住民主体の福祉サービス数	地域における主体的な福祉サービスの団体数(年度合計)	地区社協 2団体	地区社協 3団体	地区社協 3団体	地区社協 4団体	地区社協 4団体	8団体
		その他団体 3	その他団体 3	その他団体 4	その他団体 5	その他団体 5	増加
基本目標 安全、安心な地域づくりの推進							
指標	算出方法	数値					目標 H30年度
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
地域防災リーダー養成講座の受講者数	地域防災リーダー養成のための講座への参加者数(累計)	37人	43人	29人	37人	37人 (210人)	増加

平成28年度にボランティア登録の実態調査を行い、活動していない団体、個人は除外しました。

(3) 第2期計画の進捗状況

第2期計画の施策については毎年、計画の推進体制の一つである可児市地域福祉計画推進協議会に進捗が報告され、平成29年度評価結果は基本目標4項目に74の施策に分けて各担当課別に139の評価を行いました。全体を通じてB判定(概ね計画どおり進行中)の割合が高くなっています。

また、A評価、D評価の施策はなく、C評価となっている施策も「エイブルアート展の開催」、「福祉避難所の設置と運営における体制整備」、「福祉の視点を取り入れた防災訓練の実施」(福祉課評価)のみとなっています。

評価基準	A...完了(施設整備が完了、施策の目的を達成している)
	B...進行中(福祉施策が継続中)
	C...遅延(計画よりも遅れている)
	D...未着手

基本目標 地域の組織と活動の活性化

事業評価結果の数字は各課の評価の数です。

施策体系	事業評価結果			
	A	B	C	D
1 小地域福祉活動の推進	0	23	0	0
(1)地区福祉活動の強化 (地区社協の活動について)	0	4	0	0
(2)既存資源を活用した活動拠点づくり	0	6	0	0
(3)活動促進のための人材育成	0	5	0	0
(4)地域団体の活動の活性化 (地域包括ケアシステム事業の推進 について)	0	8	0	0
2 地域交流の場づくり	0	7	0	0
(1)地域における交流の場づくり	0	2	0	0
(2)さまざまな分野における地域福祉 活動の促進	0	5	0	0
3 地域ぐるみの子育て	0	6	0	0
(1)子どもを育てやすい環境の整備	0	6	0	0
基本目標	0	36	0	0
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

基本目標 福祉教育とボランティア活動の推進

施策体系		事業評価結果			
		A	B	C	D
1	福祉教育の推進と広報・啓発	0	13	1	0
	(1)福祉に関する広報・働きかけ	0	6	1	0
	(2)福祉教育の推進	0	7	0	0
2	ボランティア活動の推進	0	12	0	0
	(1)ボランティア活動の周知・支援	0	5	0	0
	(2)ボランティア活動に取り組みやすいしくみづくり	0	7	0	0
基本目標		0	25	1	0
		0.0%	96.2%	3.8%	0.0%

C評価については、福祉に関する広報・働きかけの項目である。「エイブルアート展の開催」は、障がい者が製作した絵画等の展覧会ですが、来場者が前年度よりも減少しているため、PR方法に工夫が必要と評価された。

基本目標 福祉サービスの利用促進

施策体系		事業評価結果			
		A	B	C	D
1	福祉サービスに関する情報の提供	0	6	0	0
	(1)きめ細かな情報提供体制づくり	0	6	0	0
2	相談窓口の充実	0	20	0	0
	(1)きめ細かな相談体制づくり	0	13	0	0
	(2)相談員の人材育成	0	7	0	0
3	サービスの質と量の向上と新たな福祉サービスの創出	0	18	0	0
	(1)支援が必要な人への適切な福祉サービスの提供	0	13	0	0
	(2)交通サービスの充実	0	5	0	0
4	権利擁護の推進	0	5	0	0
	(1)成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及・啓発	0	5	0	0
基本目標		0	49	0	0
		0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

基本目標 安心、安全な地域づくりの推進

施策体系	事業評価結果			
	A	B	C	D
1 防災・減災に取り組む地域づくり	0	14	2	0
(1)防災・災害時支援の体制づくり	0	9	1	0
(2)防災情報等の周知		5	1	0
2 災害時の支援体制の整備	0	4	0	0
(1)災害時の情報伝達方法の確立	0	2	0	0
(2)地域住民の情報の把握と適切な管理	0	2	0	0
3 防犯活動と交通安全の推進	0	8	0	0
(1)防犯活動の活性化	0	6	0	0
(2)交通安全の推進	0	2	0	0
基本目標	0	26	2	0
	0.0%	92.9%	7.1%	0.0%

C評価について：「福祉避難所の設置と運営における体制整備」については、運営マニュアルを各課と調整していく必要がある。「福祉の視点を取り入れた防災訓練の実施」については、地域と連携した社会福祉施設との防災訓練が未実施。

(4) 第2期計画の評価

市地域福祉推進協議会から、平成30年3月に第3期計画へ次の意見が提出されています。

1. 地域包括ケアシステムの推進について

高齢者、障がい者、子どもが地域で安心して生活を営むために、地域で継続的な課題について話し合う場を持ち、地域ごとに検討を進めることが重要です。

【基本目標 地域の組織と活動の活性化】

2. 地区社協の活動について

すべての地区社協が地域における課題やニーズに応じた社会福祉活動へ繋げていくため、各種団体等が参加する地域福祉懇話会を通じて地域の活動が活性化できるように関わっていくことが必要です。 【基本目標 地域の組織と活動の活性化】

3. ボランティアの育成と活動の推進について

市内各地で活動しているボランティア団体の構成員が高齢化し、新たな活動についてボランティアが不足している状況です。地域の支え合いの大切さや先進的な取り組みを紹介する機会を設けながら、新しくボランティアに参加する人を募り、地域で活動ができる仕組みが必要です。

【基本目標 地域の組織と活動の活性化、基本目標 福祉教育とボランティア活動の推進】

4. 権利擁護の推進について

誰もが住み慣れた場所で安心して生活を送ることができるように、権利擁護の啓発の機会を提供していくとともに、円滑に成年後見制度が利用できるように、相談や支援体制を充実させていくことが必要です。 【基本目標 福祉サービスの利用促進】

これらを、本計画において重点的に取り組む施策として反映します。

第2章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

(1) 基本理念

本市は、第2期計画において地域に応じた生活支援サービスの実施や地域福祉懇話会の開催等の取り組みが広がってきました。

今後も地域での取り組みを本計画の策定によって推進しますが、本計画の計画期間後の2025年には、団塊の世代が75歳を迎える年であり、可児市においても急速に高齢化が進んでおり、まさしく地域での支え合いは、“待ったなし”の状況です。また、子どもや障がいのある人・世帯が様々な課題を複合的に抱えている現状がみられ、こうした課題を総合的に対応していく必要になっています。

一方、国においても地域住民や地域の多様な主体が、「支え手」「受け手」という関係を超えて、『我が事』として地域に参画し、『丸ごと』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざすことが求められています。

こうしたことを踏まえ、地域での困りごとへの対応に、市民一人ひとりが、「私が取り組む」という意識が重要になってきます。こうした意識が集まり、実際に皆での支え合いを実践し、安心して暮らせる地域をつくるために、本計画のめざすイメージを、「私もつくる みんなで支える 安気なまち 可児」とします。

(2) めざすイメージ

私もつくる みんなで支える

安気なまち 可児

2 施策の体系

【めざすイメージ】		
私もつくる みんなで支える 安気なまち 可児		
基本目標	政策の方向性	政策
地域の組織と活動の活性化	1 身近な地域での福祉活動の推進	(1)地域福祉活動の強化
		(2)既存資源を活用した活動拠点づくり
		(3)活動促進のための人材育成
		(4)地域団体の活動の活性化
	2 地域交流の場づくり	(1)地域における交流の場づくり
		(2)様々な分野における地域福祉活動の促進
3 地域ぐるみの子育て	(1)子どもを育てやすい環境づくり	
	(2)地域ぐるみの子育てを支援する体制づくり	
福祉教育とボランティア活動の推進	1 福祉教育の推進と広報・啓発	(1)福祉の啓発のための広報・働きかけ
		(2)福祉教育の推進
	2 ボランティア活動の推進	(1)ボランティア活動の周知・支援
		(2)ボランティア活動に取り組みやすい仕組みづくり
福祉サービスの利用促進	1 福祉サービスに関する情報の提供	(1)きめ細やかな情報提供体制づくり
		(2)相談支援の質の向上
	2 相談窓口の充実	(1)包括的支援体制の構築
		(2)移動支援のサービスの充実
	3 サービスの質と量の向上と新たな福祉サービスの創出	(1)支援が必要な人への適切な福祉サービスの提供
		(2)権利擁護の推進
安心、安全な地域づくりの推進	1 防災・減災に取り組む地域づくり	(1)防災・災害時支援の体制づくり
		(2)防災情報等の周知
	2 災害時の支援体制の整備	(1)災害時の情報伝達方法の確立
(2)地域住民の情報の把握と適切な管理		
3 地域安全活動の推進	(1)防犯活動と交通安全活動の推進	

地域包括ケアシステムの展開による地域共生社会の実現

3 基本目標と重点を置く取り組み

基本目標 地域の組織と活動の活性化

地域の住民が、年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の組織や活動を活性化します。また、地域にある課題が地域全体の生活課題として共有されるよう、様々な人の参画による話し合いなどが継続的に行なわれるよう支援します。

基本目標 福祉教育とボランティア活動の推進

すべての住民が地域を担う存在であるという考えのもと、子どもころから思いやりの心を学び、ボランティアを体験できる機会を持てるように福祉教育を推進します。また、ボランティア活動においては、ボランティアを始めたり、既存のボランティア活動に参加しやすくするなど、気軽にボランティアができる仕組みづくりをめざします。

基本目標 福祉サービスの利用促進

困難を抱えている人の地域での生活を、特定の手助けだけでなくみんなで支えるため、それぞれの専門機関が連携・協力する体制を構築し、相談しやすい地域を目指します。また、地域での支え合いや困っている本人の意思ができる限り尊重される権利擁護の充実に努めることで、安気で暮らしつづけられるように支援します。

基本目標 安心、安全な地域づくりの推進

災害等の緊急時には、地域で助け合っの避難が必要となるため、様々な理由で避難に支援が必要な方がいることを共有するとともに、地域に応じた活動により、安心して暮らせる地域づくりをめざします。また、地域福祉活動を通して交通安全活動や防犯活動にも取り組みます。

【重点を置く取り組み】

本計画の基本目標は、第2期計画を継承して設定しています。また、本計画の期間中において重点を置く取り組みは、第2期計画の評価において推進する項目などとしています。

4 第3期計画推進のためのポイント

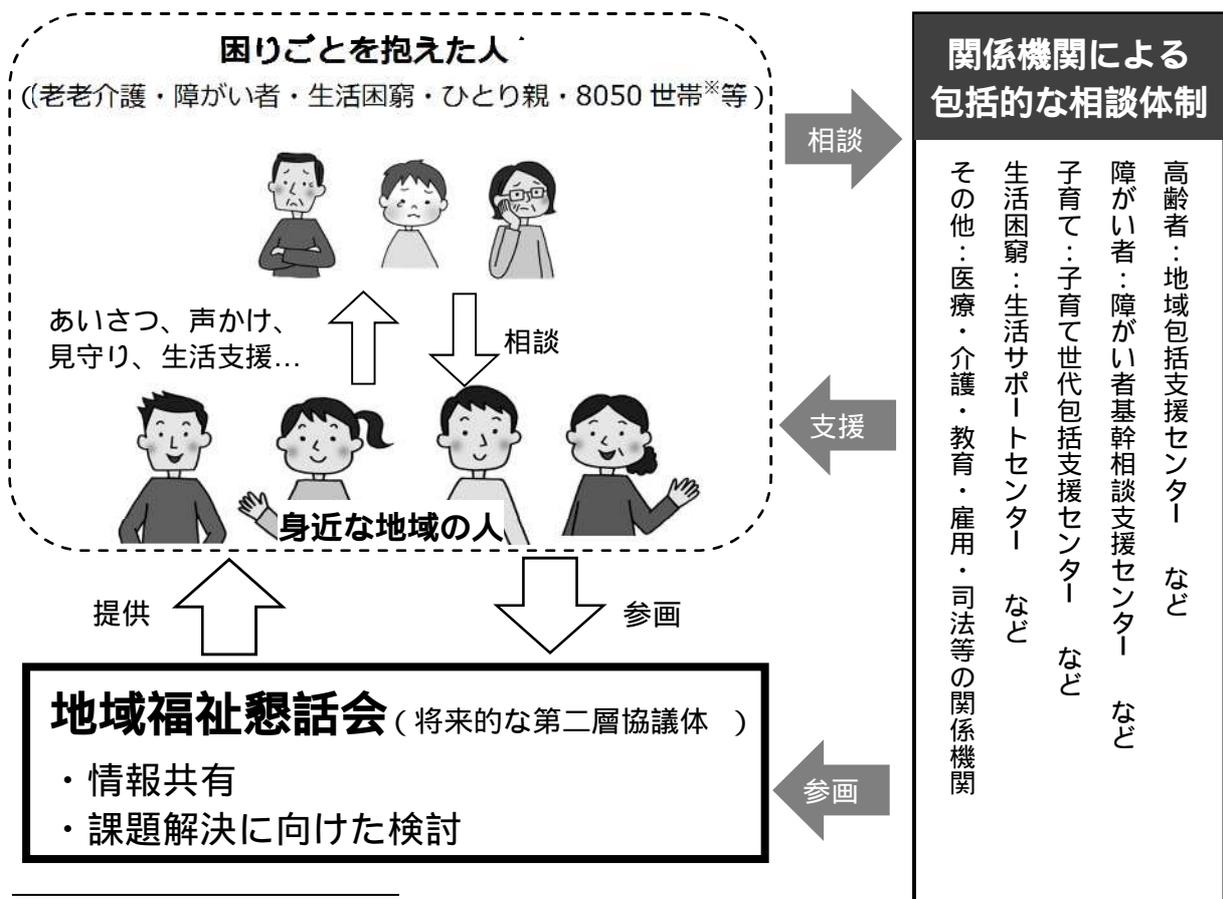
第2期計画においての地域福祉の推進は、主に高齢者を対象とした地域包括ケアシステム（Kケアシステム）の構築を中心に取り組んできました。その結果として、地域の集いの場であるサロンが増加し、地域住民相互の支え合いである生活支援や移動支援の機運が市内各所で高まり、地域福祉懇話会も開催されています。

こうしたなかで、国において地域福祉を一層推進するために、地域包括ケアシステムをより強化し、「地域共生社会」の実現をめざすことが示されました。

そのため、本市における地域福祉の推進も地域包括ケアシステムを強化し、福祉や医療、教育等のさまざまな分野との連携により、高齢者だけでなく、すべての市民が地域の中で暮らしやすいまちにするとともに、様々な理由で困難を抱える人の活躍の場も広げ、包括的な支援による地域課題の解決を図る体制の構築をめざします。

この体制の中心が地域福祉懇話会です。地域住民が積極的に参画し、また関係機関からも参画してもらうことで、まずは地域の生活課題を地域全体で情報を共有することから始め、身近な生活課題への解決に向けた体制を整えるように取り組んでいきます。

地域における包括的な支援体制のイメージ



地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で生活を営むための医療、介護、予防、生活支援が一体的に切れ目なく提供される体制でそれぞれの地域の中で実情に即した取組が求められている。

8050世帯

80代の親が収入のない50代の子と同居したまま、外とのつながりが途絶えて孤立し、生活が行き詰る世帯。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域支援体制作りなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置している。

障がい者基幹相談支援センター

障がい者に関する総合的、専門的な相談、助言、市内の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関との連携など相談支援についての市の中核的な役割を担う機関。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための相談機能を担う機関。

生活サポートセンター

生活保護に至る前の段階の生活困窮者(相談者)に対し、福祉関係機関等と連携を図り自立のための相談支援、住居確保給付金の申請事務、家計管理に関する指導等の支援を担う機関。その他、権利擁護事業、生活福祉資金の貸付、心配ごと相談、福祉用具の貸出しを行う総合相談窓口。

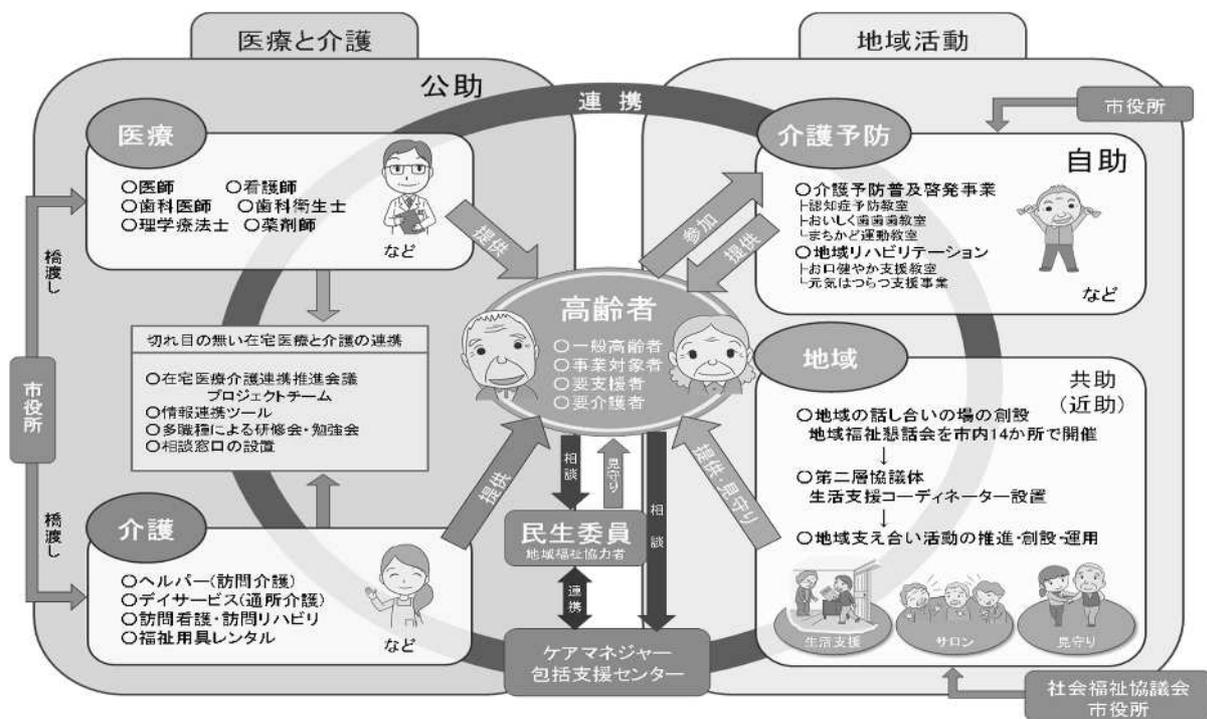
第二層協議体

市全域で 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、 地縁組織等多様な主体への協力依頼の働きかけ、 関係者のネットワーク化、 めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一、 生活支援の担い手の要請やサービスの開発(担い手を養成し組織化し、担い手を支援活動につなげる機能、を中心に行う会議体を第一層協議体といい、その下で、日常生活圏域(市内14の連絡所単位)で生活支援コーディネーター が中心となり、第一層協議体の5つの取組みに加えて ニーズとサービスのマッチングを行う協議体。

生活支援コーディネーター

地域において、高齢者が住み慣れた在宅でいつまでも生活できるように、課題となっていることを地域の方々とともに抽出し、その課題解決に向けて「地域支え合い活動」や「介護予防・生活支援サービス」など地域の方々によるサービスを構築するとともに、サービスのマッチングを行う人。

可児市地域包括ケアシステム(Kケアシステム) イメージ図



第3章

施策の方向性

1

基本目標

地域の組織と活動の活性化



現状・課題

【策定委員会の議論では】

- ・地域（市内 14 地区）を中心とした身近な地域福祉を推進していく際に、課題と支援方法をつなぐ「生活支援コーディネーター」が不可欠です。この役割や位置づけについて、広く市民への周知を強化していく必要があります。

【活動者アンケートからは】

- ・地域活動について、負担を感じるという回答者が 5 割近くになっており、自治会や民生児童委員の活動が活動者の負担になっている現状が見て取れる一方、活動にやりがいを感じている方が多く見えます。
- ・活動をしている地域において、高齢化の進行に伴って「独居高齢者」や「高齢者世帯」、または「介護・介助者」への支援がこれから必要になるという回答者が多く、地域における高齢者や障がいのある人への支援が、大きなポイントとなっています。
- ・今後、「地域包括支援センター」と連携したいという回答者が多くなっており、高齢者の相談機関として定着してきています。

【団体ヒアリングからは】

- ・地域福祉活動の担い手不足及び経済的な課題をかかえている団体が多くなっています。特に、地域ごとに住民の年齢構成が大きく異なり、このことが原因で福祉への意識・関心に、温度差がみられます。
- ・男性が地域活動に参加しやすい場づくりの重要性が指摘されています。
- ・市社協について、そもそも何をしている団体なのかを知らない市民が多くいます。また、地域包括ケアシステム等、近年の地域福祉にとって重要な考え方についても、市民の理解が進んでいないという声があります。
- ・高齢化が進む中で、遠出をしなくても参加できるような地域内のサロンを、今のうちに立ち上げておくことが重要となっています。



まとめ

■ 地域福祉推進のための理解の促進！

地域での福祉活動を担う人材を確保するため、活動者のすそ野を広げるとともに、既存の活動者・団体の取り組みも活発化させるため、まずは活動への理解の促進が大きく求められます。

■ 地域での福祉活動拠点の確立！

第 2 期計画を推進する中で、地域福祉の促進のための体制が強化されてきました。今後、より身近な地域で、様々な住民が交流できる機会・場を創出することで、地域福祉の活性化を地域に働きかけていく必要があります。

市民に期待される取り組みや役割

- ・地域の中で、声掛けやあいさつをする仲間を、少しずつ増やす。
- ・地域の集いの場に参加する。
- ・「地区で活動していてよかった！」という体験談を、身近な人に伝える。
- ・サロン活動に参加したら、次は友人・知人にも活動を紹介する。

地域に期待される取り組みや役割

- ・子育て世代や高齢者、障がい者など多世代が参加できたり、集えたりする場づくりについて考える。
- ・サロン立ち上げ等の成功例を公表でき、市民の体験談などの共有もできる場づくりを考える。

1 身近な地域での福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動の強化

No.	施策	取り組み内容	担当課
1	地域福祉活動強化のための市社協と連携した支援	地区の福祉活動を担う自治会や地区社協において、地域ごとの特性を踏まえた活動が各自で推進されるよう市社協と連携して支援を行います。	高齢福祉課
2	重点 身近な地域での福祉活動の支援	地域の福祉課題や活動の情報共有を行う場である、地域福祉懇話会を市内 14 地区で継続的に開催されるよう支援します。また、地域福祉懇話会を発展させて自発的かつ継続的な話し合いの場(第二層協議体)が活性化するように支援します。 さらに、「生活支援コーディネーター」の配置を図り市民にとって身近な地域で行われている地域福祉活動について、活動継続を支援します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
3	各種団体への支援・助成	地域での活動実態を把握するとともに、地区社協が地域のニーズに応じてさまざまな地域福祉活動が展開できるよう、支援および助成をします。 また、支援を強化できるように地区社協へ市社協職員の駐在の随時展開や介護予防の各種教室の開催について支援します。	高齢福祉課 社会福祉協議会

(2) 既存資源を活用した活動拠点づくり

No.	施策	取り組み内容	担当課
4	地区集会施設等の活用の促進	市社協や関係部署と連携しながら高齢者等の「集いの場」などに地区集会施設の活用を図るとともに、地域福祉の身近な拠点として位置づけ、活用を促進します。また、地区センターの将来的な管理・運営等の在り方について、各地区センターでの地域に根ざした活動やその方向性を検討します。	高齢福祉課 地域振興課
5	地域福祉活動拠点整備の推進	地域において地域福祉活動を行う施設の整備や拡充に際し、県や市などの助成金制度による支援を行います。	高齢福祉課 地域振興課 社会福祉協議会

(3) 活動促進のための人材育成

No.	施策	取り組み内容	担当課
6	重点 地域活動を通じた人材の発掘と活用	地域の福祉活動の担い手になってもらえるよう、引き続き市社協との連携や情報交換を図りながら、人材発掘・リーダー育成を図ります。	高齢福祉課 社会福祉協議会
7	地域福祉協力者・地域見守り協力事業所の普及推進	民生児童委員による地域の見守りを補完し、より身近な人によって支援が必要な人を見守るため、地域福祉協力者や地域見守り協力事業所が継続して取り組むよう働きかけるとともに、重層的な見守り活動ができるよう、登録者及び協力事業所の登録を増やしていきます。	高齢福祉課
8	重点 地域福祉活動を普及するためのセミナーの開催	地域福祉活動の必要性や活動技術を学ぶ「市民向けフォーラム」や「ボランティア養成講座」を開催します。フォーラムでは高齢者、障がい者、児童など、一定のテーマ性を持って開催し、講演のほか、地域福祉活動者による事例発表、パネルディスカッション、事例検討等で知識・技術の普及を図ります。	高齢福祉課 福祉支援課 社会福祉協議会

(4) 地域団体の活動の活性化

No.	施策	取り組み内容	担当課
9	重点 地域包括ケアシステムの推進	地域で生活支援のための活動や見守りをする方が活躍する社会、連携し合う仕組みを構築するため、地域包括ケアシステムを深化・推進させていきます。	高齢福祉課
10	地域課題への対応	自治会などの地域団体が地域課題に対して自主的に行われる活動に対して助成を行う「福祉のまちづくり支援事業」を実施します。	社会福祉協議会
11	民生児童委員を通じた要援護者の調査と支援	民生児童委員と連携し、一人暮らし高齢者等、見守りが特に必要な要援護者の調査を実施して把握するとともに、支援の充実を図ります。	高齢福祉課
12	地域連携による見守り	支援が必要な人を地域で早期に発見し、必要な支援につなげるため、民生児童委員や地域福祉協力者・地域見守り協力事業所、警察等による見守りの連携を図っていきます。	高齢福祉課 社会福祉協議会

2 地域交流の場づくり

(1) 地域における交流の場づくり

No.	施策	取り組み内容	担当課
13	高齢者サロン等の支援	地域における高齢者のつどいの場を、住民自らが開始、または活性化できるよう、立ち上げに際しての支援や運営の助言を行います。また、サロンを運営される方の意見交換や情報共有の場を継続・充実します。	高齢福祉課
14	ふれあい・いきいきサロンの支援	高齢者や子育て中の方と地域住民がつどえる場、仲間づくりの場として、ふれあい・いきいきサロン活動を支援するため、備品貸し出しや助成等を行います。また、サロンに対し研修会や交流会を継続的に開催し、活動のヒントやサロン同士の情報交換ができるように支援します。	社会福祉協議会
15	子ども・子育て家庭と地域住民との交流の場づくりの支援	子どもとその養育者、妊産婦とその家族など子育て家庭を対象に広く参加を募り、参加者と地域住民との交流を図ることができる活動を支援します。	子育て支援課

福祉のまちづくり支援事業
地域の住民が自主的に行う地域交流を目的としたレクリエーションや野外活動などの活動に対し助成する事業。

(2) 様々な分野における地域福祉活動の促進

No.	施策	取り組み内容	担当課
16	スポーツや健康づくりを通じた交流の促進	身近な地域で、住民同士の交流につながる運動を継続して行えるよう、地域の主体的活動を、地域団体と連携しながら推進します。 可児 UNIC スポーツクラブは子どもから高齢者までを対象に「一市民一スポーツ」をめざし、健康な地域社会をつくるための環境を提供します。 また、市民が交流の場に参加し、地域との関わりを持ち続け自分に合った健康づくりが推進できるよう支援します。	スポーツ振興課 健康増進課
17	多文化共生を通じた交流の促進	定住化の進む外国籍の方々が、地域社会に参画できるよう、様々な国の文化的な背景を学ぶことができる機会の提供や、「多文化共生センターフレビア」や「文化創造センター」における活動への積極的な参加促進を図ります。	人づくり課

3 地域ぐるみの子育て

(1) 子どもを育てやすい環境づくり

No.	施策	取り組み内容	担当課
18	子育て健康プラザにおける交流の場の創出	総合的な子育て支援、健康づくり、多世代交流の拠点施設である子育て健康プラザにおいて、切れ目のない子育て支援を提供しながら、子どもや子育て家庭が、地域の団体や支援者と関わるができる環境を整備します。また、子育てサロン「絆る～む」を活用し、3歳未満の子どもとその保護者及び妊婦とその家族を対象とし、遊びや交流促進を図ります。	子育て支援課 健康増進課
19	子育てサロンの実施・支援	主任児童委員や民生児童委員、地域住民が運営する各地域の子育てサロンの活動の PR、活動費の助成、備品の貸出、有益な情報提供等を行います。また、研修会を開催してサロン活動の充実を図ります。	こども課 高齢福祉課 社会福祉協議会
20	子育て支援団体への支援	子育て健康プラザの「市民支援室」を子育て支援活動に取り組む市民団体やボランティアの活動・交流・情報支援の拠点として活用します。	子育て支援課

(2) 地域ぐるみの子育てを支援する体制づくり

No.	施策	取り組み内容	担当課
21	児童センター・児童館、キッズクラブにおけるボランティア参加の促進	児童センター・児童館、キッズクラブを、地域のボランティアと子どもの交流の場となるようにし、地域全体で子どもを見守る環境をつくっていきます。また、大人のボランティアだけではなく、大学生や高校生、中学生の参加を促していきます。	子育て支援課 こども課
22	ファミリー・サポート・センター事業の実施	地域における子育ての相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業について、市内に広く周知し、会員数の拡大に努めます。また、安全かつ高質なサービスを提供できるよう、「24 時間研修」などのスキルアップの機会を積極的に提供し、子育てをサポートする会員の技術・資質向上を図ります。	子育て支援課



地域福祉懇話会の様子

24 時間研修

相互援助活動(預かり)中の子どもの安全確保等を目的とし、サポート会員を対象に実施する講習会。国は、概ね 9 項目 24 時間のカリキュラムでの実施を推奨している。

2

基本目標

福祉教育とボランティア活動の推進



現状・課題

【策定委員会の議論では】

- ・ボランティア活動は活発に取り組まれているものの、担い手の高齢化等があり、うまく取り組みが拡大していません。担い手もボランティア活動を希望する新しい人が参加することによって、楽しみながら活動を継続していくことが大切です。
- ・様々なボランティア活動がある中で、誰が、どこで、どんな活動をしているのかが分かりにくくなっています。活動が重要であることだけでなく、どのようなことで活動してもらえるのかを、ボランティア活動の登録制度などを利用しながら、工夫して周知していく必要があります。

【活動者アンケートからは】

- ・自治会、民生児童委員、地域福祉協力者ともに、地域福祉計画や地域福祉活動計画について「知らなかった」が3割程度と、地域福祉の理念の浸透を図る必要があります。
- ・活動者から行政に求められる支援について、「地域福祉を推進する人材の育成」「市民への地域福祉の啓発」について多くの声があった。
- ・地域福祉活動を進めるにあたっての課題について、「団体・組織間の連携の乏しさ」を挙げる回答者が多く、情報交換する機会が少ないことがうかがえます。

【団体ヒアリングからは】

- ・男性の参加者が少ない傾向が、多くの団体で見られます。男性が参加しやすい場づくりの重要性が指摘されています。
- ・ボランティア活動者の減少・高齢化が課題となっています。既存の活動に新規の活動者が継続的に参加することはハードルが高いため、課題を感じている人が、新しい団体を立ち上げることを支援することも重要です。
- ・子ども・若者の頃から、ボランティアや助け合いの大切さを啓発していく必要があるため、一層の教育機関等との連携を求める声があります。

まとめ

■ 福祉に対する意識と理解の向上！

普段、地域で活動している人も含め、すべての市民が地域や福祉への関心を高める必要があります。そのため、啓発だけでなく行政や市社協の取り組みや、既存のボランティア活動などに幅広い市民を巻き込んでいくことが重要です。

■ ターゲットを絞ったボランティアへの参加促進！

市内の様々な地域や団体において、高齢者の男性の地域参加があまり見られないという声が多く、高齢者の男性が参加しやすくなる活動や組織について、検討し共有する必要があります。

市民に期待される取り組みや役割

- ・子どものころから、ボランティアなど地域福祉活動を体験できるような機会を大切に
する。
- ・年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、他人と協力して何かをする場に積極
的に参加する。
- ・自身や地域のボランティア活動を支援するため、各種募金や市や市社協への寄付、ま
た、ふるさと応援寄付金等に協力する。

地域に期待される取り組みや役割

- ・男性が連れ立って参加しやすい場や活動のルールについて検討する。
- ・気負わずにできる手助けと、ちょっとした困りごとをうまく組み合わせ、地域の中で助
け合える仕組みを考える。
- ・ボランティアの調整役やリーダー的存在を発掘し、育てる。
- ・地域の中に各種活動があるが、意外と知られていないことがあるため、まずは地域の中
で知ってもらう。

1 福祉教育の推進と広報・啓発

(1) 福祉の啓発のための広報・働きかけ

No.	施策	取り組み内容	担当課
23	福祉に関する理解と 関心を高めるための 啓発	福祉の重要性や、取り組んでいる地域福祉事業・制 度等について、広報紙やホームページ、SNS、街 頭啓発等で周知や啓発を図ります。	高齢福祉課 福祉支援課
24	社会福祉大会の開催	社会福祉大会を開催し、福祉功労者を表彰すること で市民の福祉に対する意識を高めます。また、同時 に開催する社協セミナーでは、福祉に関する様々な テーマを設定して講演を開催し、福祉への理解を深 めます。	社会福祉協議会
25	多様な福祉課題への 理解の促進	生活困窮者や社会的に孤立状態にある方、介護と育 児に同時に直面する世帯、いわゆるダブルケアや老 老介護といった課題等を複合的に抱えている方な ど、1つの分野では対応が難しい福祉課題につい て、関係機関と連携して周知を図り、市民への啓発 を図ります。	高齢福祉課 福祉支援課 社会福祉協議会

(2) 福祉教育の推進

No.	施策	取り組み内容	担当課
26	学校における福祉教育の推進	市内の全小中学校が「福祉協力校」として、総合的な学習の時間で地域の実情に合わせた福祉活動を行えるよう支援します。また、学校に福祉教育の大切さを周知します。	学校教育課 社会福祉協議会
27	地域における福祉教育の推進	市社協が実施する「福祉ドキドキわくわく体験(小学生対象)」への児童生徒の参加を促進し、福祉活動を通じて、ともに生きようとする心を育みます。	学校教育課 社会福祉協議会
28	福祉出前講座、福祉・ボランティア体験用具の貸出	子どもから大人までを対象に福祉について理解を深めるため、福祉出前講座による講師の派遣や車椅子ガイドヘルプ体験などを実施します。	社会福祉協議会
29	新規 岐阜医療科学大学との連携	岐阜医療科学大学と連携し、福祉についての出前講座による講師の派遣などを実施します。	高齢福祉課

2 ボランティア活動の推進

(1) ボランティア活動の周知・支援

No.	施策	取り組み内容	担当課
30	重点 地域支え愛ポイント制度の推進	「地域支え愛ポイント制度」により、子育ての安心づくりと高齢者の安気づくりを目的とした地域福祉活動に対して「K マネー」(地域通貨)と交換できるポイントを付与し、市民の活動参加を促進します。	地域振興課 社会福祉協議会
31	活動に関するわかりやすい情報提供	ボランティアに関する情報誌やホームページ等、多様な媒体によりボランティア活動や活動団体の情報提供を行います。	地域振興課 社会福祉協議会
32	ボランティアセンターの周知・充実	ボランティア活動について、いつでも気軽に相談できる「ボランティアセンター」の普及・啓発を行います。また、相談対応をしやすい相談日の設定や「かにNPOセンター」、「多文化共生センター」との情報交換、効果的な連携手法を検討します。	社会福祉協議会

(2) ボランティア活動に取り組みやすい仕組みづくり

No.	施策	取り組み内容	担当課
33	<p>重点 ボランティアの育成と活動を推進するしくみづくり</p>	<p>高齢者・障がい者・子どもといった分野を中心に、ボランティア活動に興味を持った市民に対して、ボランティア活動に取り組むきっかけ及び活動技術が学べる場を提供します。また、これまでボランティア活動等に参加してこなかった人に参加してもらえるような仕組みを研究します。</p> <p>-----</p> <p>認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの養成を図ります。また、認知症サポーター養成講座を終了した人にフォローアップ講座を提供するとともに、認知症カフェボランティア等の紹介を行い、ボランティア活動に取り組む場を拡充させます。ボランティア活動を地域支え合い活動に活かせるよう「地域支え合い・介護基礎講座」を実施します。聴覚障がいのある人との交流活動を促進するため、手話奉仕員養成講座を実施します。子育てをサポートする市民を育成するため、各種の養成講座を開催し、希望に沿ったサポートにつなげていくとともに、継続的にスキルアップを図るための講座等を開催します。市民がボランティアに取り組むきっかけを増やすため、ボランティア養成講座を実施します。</p> <p>これまでボランティア活動等に参加してこなかった人がしてもらえるような仕組みを研究します。</p>	<p>高齢福祉課 福祉支援課 子育て支援課 社会福祉協議会</p>
34	<p>まちづくり活動助成事業の活用</p>	<p>住みよい地域社会の形成を目的として行われる社会貢献活動を支援するとともに、より活発な利用を図ります。</p>	<p>地域振興課</p>



小学生を対象にした認知症講話

3

基本目標

福祉サービスの利用促進



現状・課題

【策定委員会の議論では】

- ・福祉サービスについては、「届きにくい」のではなく、「受け取りにくい」のではないかと推測されます。受け手側の意識等の問題で、サービスに関する情報が効果的に提供できないという問題があるため、その点に配慮しながらサービスの情報提供を図る必要があります。
- ・包括的な支援が推進され、様々な機関が関わる中で、それぞれの役割や位置づけなどを、市民に周知する必要があります。
- ・相談支援の体制や窓口が充実してきているため、今後、出張サービスの支援が行われるとともに、支援者が地域の中に入っていき、地域に馴染むことが望まれています。

【活動者アンケートからは】

- ・直近5年間で、地域福祉が前進したと回答した方が3割強となっています。帷子地域と平牧・久々利・桜ヶ丘地域でそれぞれ4割強と、地域活動が特に盛んな地域で多くなっています。また、前進した理由として、「相談できる場の確保」や「行政・社会福祉協議会の支援体制の充実」が多くなっています。
- ・今後、可児市で重点的に取り組むべき取組について、「移送サービスなど公共交通サービスの充実」が高く、地域における移動支援が求められています。また、「市民主体の福祉サービスの創出」は割合が低く、制度が周知されていないと思われます。
- ・公的支援の狭間などに陥った独居高齢者、障がい者、子ども等を対象とする見守りを、地域に求める回答者が多くなっています。
- ・地域の中で支援が必要な人について、「独居高齢者」、「高齢者のみの世帯」、「高齢者や障がい者を介護している人」が高くなっています。

【団体ヒアリングからは】

- ・高齢者、障がい者、子どもに関する相談の窓口は縦割りであると感じる団体が多く、また、相談窓口が分からないという声もあり、相談窓口の周知がより必要とされています。
- ・サロン活動者等が円滑に事業を行うため、ボランティアによる送迎などを行っていますが、スタッフの高齢化等で今後も送迎を続けられるかを不安に感じています。
- ・活動者とそうでない市民の意識の差が大きく、関心の薄い層に対して、早期から地域福祉活動の啓発（活動自体の周知）をすることが必要となっています。
- ・地域での活動参加者から、引きこもりや独居高齢者などの情報が各団体に伝わるものの、なかなかそうした人の活動への参加がみられない状況です。
- ・生活困窮や障がい等、支援制度や福祉サービスの狭間に陥りやすい人を地域活動で支援しており、今後、より支援が必要である意見と一方、団体の担い手等の理由で活動の継続が難しくなるという声が多くなっています。



まとめ

■ 福祉サービス提供の充実！

公的な福祉サービスの量・質を充実させるとともに、市民主体のサービスが創成される必要があります。また、市民によるボランティアで賄われている様々なサービスについて、継続性を確保するために支援する必要があります。

■ サービスの周知方法の工夫！

相談支援等のサービスが充実する一方で、支援を必要としている方が、必要なサービスの情報を受け取れていない現状がうかがえます。そのため、市民への訪問や見守りを通じて出張サービスで個別に情報を届けるなど、きめ細やかな周知方法が重要です。

■ 多様な課題への対応！

ひきこもり・不登校や低所得者等、困難を抱えていることが分かりにくい方への支援を充実させるとともに、外国籍の方等の日常生活での不便な場面等がある方への理解を促進する必要があります。

市民に期待される取り組みや役割

- ・地域の活動に興味を持ち、広報紙やホームページ、SNS等で発信される市の情報に注目する。
- ・家族や友人とウォーキングや散歩をするついでに、近所の高齢者や障がい者、子ども等を気にしてみる。

地域に期待される取り組みや役割

- ・福祉について、楽しく学べる勉強会の開催を考える。
- ・支援制度や福祉サービスの狭間に陥りやすい人を地域活動で支援したり、相談機関に繋いだりする。

1

福祉サービスに関する情報の提供

(1) きめ細やかな情報提供体制づくり

No.	施策	取り組み内容	担当課
35	福祉についてのきめ細やかな情報提供	福祉や子育てに関する様々な事柄や相談事業等を市民に周知し、活用してもらえよう、市のホームページや広報誌等に情報をまとめて提供します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
36	情報提供のバリアフリー化	関係機関や団体と連携しながら、広報紙の音訳・点字訳や外国語訳を行います。また、市のホームページやメール、SNS について、掲載するコンテンツが利用しやすさに配慮したものとなっているか、チェック・指導を行います。	広報課 総務課 福祉支援課 人づくり課
37	新規 サービスが受け取りにくい方への提供	市民への訪問や見守りを通じて、福祉サービスの利用拒否者やひきこもりの方等、福祉サービスの提供が難しい市民の把握を行うとともに、情報や支援の提供の充実を図ります。	高齢福祉課 福祉支援課
38	重点 新規 高齢者を孤立させない仕組みの推進	高齢者が孤立しない安心して暮らせる仕組みを構築して推進します。	高齢福祉課

2

相談窓口の充実

(1) 包括的支援体制の構築

No.	施策	取り組み内容	担当課
39	新規 地域における包括的支援体制の構築の推進	地域福祉懇話会を通じて、地域の課題について、地域の中で相談支援ができる包括的な支援体制の構築を推進します。そのため、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センターといった相談支援窓口との連携体制を推進します。	高齢福祉課 福祉支援課 健康増進課 社会福祉協議会

No.	施策	取り組み内容	担当課
40	<p>重点 高齢者、子育て、障がいのある人等に関する相談・支援</p>	<p>高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援など、福祉に関連する各種相談窓口の機能を充実します。</p> <p>地域包括支援センターの相談支援の機能を深化させるとともに、相談事例等については、必要に応じて、認知症初期集中支援チーム や専門相談機関等引き継ぎます。</p> <p>障がい者基幹相談支援センターの運営により、障がい者への総合的な相談支援機能の充実を図ります。</p> <p>市民の健康に関する相談を継続的に行うとともに、関係機関とのスムーズな連携に努め、早期支援につなげます。</p> <p>子育てに関する切れ目のない相談支援を充実させるとともに、関係機関とのスムーズな連携に努め、早期支援につなげます。</p> <p>「こども応援センターばあむ」において、乳幼児期のことば・発達相談を実施します。また、子どものいじめ相談窓口において、個々のケースに応じた丁寧な対応に努めます。</p> <p>発達が気になる子どもと保護者の相談支援を行い、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。</p> <p>発達障がいをはじめとする様々な障がいについての悩みに対応するため、「発達と教育の相談会」を開催し、医師や精神保健福祉士、臨床心理士、発達障がい支援専門員、関係機関と連携を取って支援に当たります。</p> <p>民生児童委員や司法書士の協力を得ながら、心配ごと相談を実施します。</p> <p>生活サポートセンターにおいて、生活に困っている方への相談に応じ、伴走型支援に努めます。</p>	<p>高齢福祉課 福祉支援課 健康増進課 子育て支援課 こども課 こども発達支援センター-くれよん 教育研究所 社会福祉協議会</p>

認知症初期集中支援チーム
医療分野の専門職と認知症の専門医で構成されたチーム。認知症の方やその家族と早期から関わり、認知症の早期診断、早期対応を行う。

こども応援センターばあむ
発達障がい等支援を要する子どもとその親に対する早期支援、関係機関の取組みへの支援を担う機関。

No.	施策	取り組み内容	担当課
41	新規 総合的に相談支援ができる体制整備	高齢者、障がい者、子どもだけでなく、生活困窮者等の制度の狭間に陥りやすい方等、あらゆる福祉課題を相談できる総合的な相談窓口の仕組みづくりに向け、関係窓口の担当者が定期的に参集し、課題の共有と連携のあり方を検討し、包括的な相談体制づくりを検討します。	高齢福祉課 福祉支援課 こども課 健康増進課 教育研究所 社会福祉協議会
42	地域包括支援センター事業の充実	地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護や虐待の早期発見や防止、権利擁護に関する相談や支援を充実します。また、地域包括支援センターの運営方針及び居宅介護予防支援事業に関する市の方針を基に、地域包括支援センター間の定期的な情報交換の機会を持ちながら事業を運営するとともに、今後、地域包括支援センターが高齢者だけでなく、総合的な福祉課題について相談できるような体制を検討します。	高齢福祉課
43	こころの健康や、生きることを支える相談支援等	こころの健康については、定期的に精神保健福祉相談会を市役所や各地区で開催し、早期に相談できる体制を継続します。また、生きることを支える対策として、ゲートキーパー養成講座を開催し、自殺のサインに気づく人を増やします。そして、適切な機関につなげるよう体制を整備します。さらに、関係機関と協力し、若者のSOS教育や高齢者の見守り等生きるための支援施策を推進します。	福祉支援課 健康増進課



子育てサロンの様子

ゲートキーパー

自殺対策行動計画における生きることを包括的支援の1つとして、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることのできる人のこと言わば「命の門番」とも位置付けられる人。

(2) 相談支援の質の向上

No.	施策	取り組み内容	担当課
44	相談員同士の連携による早期の支援	<p>市民からの相談を受ける相談員同士でスムーズな連携が行える体制を整備します。</p> <p>-----</p> <p>地域包括支援センターごとに定期的に地域ケア個別会議を開催し、医療・介護の専門職や民生児童委員児童委員などと地域課題の把握と情報共有を図ります。</p> <p>地域包括支援センター、ケアマネジャー、法テラスによる、成年後見制度や消費者被害などの勉強会を継続的に開催し、相談員同士の連携と情報共有を図ります。</p> <p>障がい者基幹相談支援センターを中心に、相談支援専門員、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員との連携を強化します。</p> <p>子育て世代包括支援センターを中心に、子育てに関する相談担当者間の連携強化を推進します。</p> <p>生活サポートセンターにおいて、支援調整会議を定期的で開催し、関係機関と連絡しながら、支援します。</p>	<p>高齢福祉課 福祉支援課 健康増進課 子育て支援課 こども課 こども発達支援センター-くれよん 社会福祉協議会</p>
45	相談員の資質向上のための研修機会の増加	<p>高齢者、障がい者、子ども等の福祉分野のほか、健康、教育等、幅広い分野において各種の相談事業に従事する相談員に対し、研修の機会を提供し、知識や技術の専門性の向上を図ります。また、可児市障がい者地域生活支援推進協議会の相談支援部会を活用し、相談支援従事者の人材育成のために事例検討等を実施します。</p>	<p>高齢福祉課 福祉支援課 介護保険課 子育て支援課 こども課 健康増進課 こども発達支援センター-くれよん 教育研究所 社会福祉協議会</p>

(1) 支援が必要な人への適切な福祉サービスの提供

No.	施策	取り組み内容	担当課
46	市民が主体となる福祉サービスの支援	サロンをはじめ、支援活動を始めたい市民等に対し、積極的に支援をするとともに、活動が始まった際には社協だより等で情報提供をしていきます。今後、地域で行われる地域福祉懇話会(将来的な第二層協議体)を継続的に実施して、地域での生活支援サービスをその中で提供することをめざします。	高齢福祉課 社会福祉協議会
47	新規 共生型サービスの推進	介護保険サービス事業所や障がい福祉サービス事業所に、高齢者と障がい者がともに利用できる「共生型サービス」を実施するよう事業所に働きかけていきます。	福祉支援課 介護保険課
48	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	高齢者が身近な介護予防・生活支援サービスが受けられるよう、介護事業所や地域住民による多様なサービスを増加させます。	高齢福祉課 介護保険課
49	新規 医療・介護関係者の連携体制の整備	在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制を構築するため、専門職同士の顔の見える関係づくりを進めます。また、在宅医療・介護関係者の連携窓口や市民からの問合せに対応できる相談窓口の設置に向けて、関係者と協議を進めていきます。	高齢福祉課

(2) 移動支援のサービスの充実

No.	施策	取り組み内容	担当課
50	コミュニティバスの運行	高齢者をはじめとする交通弱者などの移動手段を確保するため、コミュニティバス(さつきバス、電話で予約バス、おでかけしよKar Kバス・Kタク)を運行します。また、コミュニティバスと公共交通機関との接続を改善するとともに、利用者への実態調査等をもとに、さらなる利便性の向上を図ります。	都市計画課
51	福祉有償運送の認可支援	福祉有償運送事業を継続的に支援します。	高齢福祉課
52	福祉車両の貸し出し	普通乗用車に乗ることが困難な人に対し、車椅子に乗ったまま乗車できる福祉車両の無料貸し出しを行ないます。	福祉支援課 社会福祉協議会
53	地域における移動支援サービスの創出支援	公共交通機関の利用が難しい高齢者の通院や買い物などのために実施する、地域内での外出支援活動を支援します。また、地域支え合い活動において、外出支援を展開するにあたっての事業実施を支援します。	高齢福祉課 社会福祉協議会

(1) 成年後見制度等の普及・啓発

No.	施策	取り組み内容	担当課
54	重点 新規 成年後見を中核的に 行う機関の設置	成年後見制度を必要とする人が安心して利用できる相談先となるよう、相談先の啓発及び事業運営体制を強化します。また、成年後見制度利用促進法の施行に伴い、認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が不十分な方の権利擁護を支援するための様々な取り組みの中核となる機関の設置に向け、協議を進めていきます。	高齢福祉課 福祉支援課
55	重点 成年後見制度の周知 と利用支援	認知症の高齢者、知的障がい者および精神障がい者の成年後見制度の利用を支援するため、市長申立てや費用の助成等を行います。また、権利擁護講演会の開催や関係機関と連携して出張講話を行い権利擁護、成年後見制度に関する普及啓発を行います。	高齢福祉課 福祉支援課 社会福祉協議会
56	市社協による法人後 見事業の推進	市社協が法人として成年後見人等による法人後見を支援するとともに、事業の啓発等を積極的に行い、制度周知を図ります。	高齢福祉課 社会福祉協議会
57	ずーっとあんき支援 事業の推進	権利擁護事業として、以下の4つの事業を実施し、年齢や状況に応じて切れ目なく見守り体制を整えます。関係機関と連携しながらこの事業の周知を図り、積極的に利用を進めます。 法人後見事業 日常生活自立支援事業 預託金によるサービス（死後事務委託） 入退院時支援サービス	社会福祉協議会

(2) 市民の権利擁護のための体制構築

No.	施策	取り組み内容	担当課
58	虐待への対応や予防 等のための体制構築	市民の権利擁護に向けた取り組みが図れるよう、高齢者や障がい者、子どもへの虐待に対する対応及び予防対策を行います。また、加害原因（介護や育児疲れ等）の環境改善などの支援をしていきます。	高齢福祉課 福祉支援課 こども課 社会福祉協議会

(1) 様々な理由で生活に困っている方への支援

No.	施策	取り組み内容	担当課
59	様々な理由で生活に困っている人への支援	様々な理由で地域での生活に困っている人に対し、生活サポートセンターやハローワーク等の関係機関と連携し、就労をはじめ自立に向けた支援「自立相談支援」を実施します。支援に関し「就労準備支援事業」や「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」等を必要に応じて実施します。	福祉支援課 社会福祉協議会
60	新規 就労に困難を抱える市民への支援	今後、生活困窮者の早期発見及び相談支援窓口としての機能を強化するために市社協やハローワーク等の関係機関との情報共有を強化するとともに、就労支援の創出等の支援を充実させます。	福祉支援課 社会福祉協議会
61	新規 居住に課題を抱える市民への支援の推進	岐阜県住宅支援協議会のメンバーとして、生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいを市内に確保し、生活の安定や自立の促進を図ることができるよう、同協議会とともに検討します。	施設住宅課
62	新規 罪を犯した者などへの社会復帰支援	再犯の防止等に関する法律に基づき、県が策定する岐阜県再犯防止推進計画の動向を踏まえて推進体制を検討します。	人づくり課



認知症予防教室の様子

4

基本目標

安心、安全な地域づくりの推進



現状・課題

【策定委員会の議論では】

- ・自主防災組織とは自治会なのか、それとも他の組織なのか、位置づけが難しくなっています。また、行政等の公的機関には、自主防災組織に対する補助金等だけでなく、より積極的な関わりが求められています。
- ・避難行動要支援者だけでなく、自分で避難ができる健常者の方が、いざというときにどこに避難すればよいのか、最初の一步を明確にする必要があります。

【活動者アンケートからは】

- ・自治会長や民生児童委員、地域福祉協力者の約2～3割が、今後地域の防災組織と連携したいと回答しており、災害時の支援に関して意識が高いと思われます。
- ・今後、可児市で重点的に取り組むべきことについて、「避難行動要支援者の把握」や「避難行動要支援者の個別避難支援計画作成」はいずれも割合が低く、取り組みの必要性や具体的にどのように進めていくのかが、周知されていないと思われます。

【団体ヒアリングからは】

- ・自治会が避難行動要支援者名簿を受け取っても、災害などの緊急時にならないと名簿を開封できないものもあるため、事前に要支援者の把握ができないことが課題となっています。



まとめ

■ 災害時に必要な支援や意識を共有！

災害時の支援や助け合っでの避難に対する意識が低くなっており、意識の向上が必要です。特に、障がい者や高齢者だけでなく、日本語のわからない外国人の方や小さな子どもが多い家庭など、様々な理由で避難に支援が必要な方がいることを共有する必要があります。

■ 地域の「共助」で災害に対応する仕組み！

地域における自主防災組織の位置づけの明確化が求められています。特に、自治会は1年ごとに体制が変化するため、「向こう三軒両隣」で互いに助け合えるような組織の構築が重要です。

市民に期待される取り組みや役割

- ・地域における自主防災活動に参加し、防災に関する情報を積極的に取得する。
- ・地域活動や災害ボランティア等、誰かのために行動することが「かっこいい」となるよう、意識の醸成を図る。

地域に期待される取り組みや役割

- ・さまざまな団体同士で連携を図りながら地域の防災・防犯体制をつくっていく。
- ・防災や防犯に関する勉強会や研修会を開催する。

1 防災・減災に取り組む地域づくり

(1) 防災・災害時支援の体制づくり

No.	施策	取り組み内容	担当課
63	自主防災活動への支援	自治会や自主防災組織等に対する、補助金の交付や出前講座等を通じて活動を支援します。	防災安全課
64	福祉施設の災害時利用協定の推進	「災害時における福祉避難所として施設使用に関する協定書」「災害時における一時避難等の相互利用に関する協定」について新たな施設への協定への参加に対して周知を図ります。 協定についての理解を進めるため、各福祉施設の災害対策への参考となるための研修会の開催を検討します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
65	地域防災リーダーの養成	可児市防災リーダー養成講座や可児市防災の会と連携した研修により、地域の防災リーダーを育成し、地域防災力の向上を図ります。	防災安全課
66	福祉避難所の設置と運営における体制整備	県が策定した災害時要配慮者支援マニュアルを参考にしながら、福祉避難所の設置・運営のマニュアルを更新します。また、福祉避難所が増加するよう、調整や施設への協力を働きかけます。	高齢福祉課
67	個人備蓄の啓発と地域における防災備蓄品の購入支援	災害時に、必要になる物品等について個人での備蓄を啓発していきます。また、地域における防災備蓄品の購入に対して、補助金による支援を行います。	防災安全課

No.	施策	取り組み内容	担当課
68	災害ボランティアセンターのスムーズな運営	災害ボランティアセンターの、設置・運営訓練を継続的に行います。また、災害ボランティア講座を開催するなど、災害時にボランティアとして活躍できる人材を育成するとともに、ボランティア団体「災害ボランティアサポート」と連携を図りながら災害時にセンターの運営が適切にできるよう準備を進めます。	社会福祉協議会
69	外国籍の市民を含む災害ボランティアの育成、登録の推進	災害時に活動する災害時ボランティアとして、外国籍の市民も含めた育成、登録を支援します。	社会福祉協議会

(2) 防災情報等の周知

No.	施策	取り組み内容	担当課
70	多様な手段による多様な言語での防災情報の発信	災害時の情報発信については、すぐメールかに、ホームページ、FMらら、CTK 等で行ないます。また、「災害時多言語支援センター」(多文化共生センター フレビア)を設置し多言語に対応します。	防災安全課 広報課 人づくり課
71	福祉の視点を取り入れた防災訓練の実施	高齢者や障がい者等の避難行動要支援者がスムーズに避難できるよう、自治会や民生児童委員、社会福祉施設と連携した避難訓練の実施を検討します。	高齢福祉課 防災安全課
72	防災ガイドブック等による啓発	ポルトガル語版、英語版の防災ガイドブック(避難所表示)を、転入時に窓口で配付を行います。また、外国籍の市民懇話会を開催した際に、防災に関する情報提供を行います。	防災安全課人 づくり課



地域での防災訓練

2

災害時の支援体制の整備

(1) 災害時の情報伝達方法の確立

No.	施策	取り組み内容	担当課
73	避難行動要支援者への情報伝達方法の整備	「すぐメールかに」や「緊急 FAX」、「FMらら」等の多様な情報伝達方法により、避難行動要支援者へ届くよう情報伝達を図ります。	防災安全課 広報課 福祉支援課

(2) 地域住民の情報の把握と適切な管理

No.	施策	取り組み内容	担当課
74	避難行動要支援者名簿整備および個人情報管理の適切な管理	国の災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、適切な管理をお願いしつつ、自治会や民生児童委員等の関係者へ毎年提供し、情報を共有します。	防災安全課



民生児童委員の高齢者見守り活動

3

地域安全活動の推進

(1) 防犯活動と交通安全活動の推進

No.	施策	取り組み内容	担当課
75	「子ども 110 番の家」マップの作成と普及促進	子どもが危険を感じたり困ったりした際に駆け込める「子ども 110 番の家」マップを更新し、児童への配布によって周知を図ります。	防災安全課
76	子どもや地域の安全を守る取組みと活動団体への支援	青色回転灯防犯パトロール事業を継続的に実施するとともに、夏休みには地区青少年育成推進員やPTA 連合会と合同で、特別補導を実施し、子どもや地域の安全を守ります。	防災安全課 人づくり課
77	消費者被害の防止と相談窓口の対応強化	「すぐメールかに」などにより、詐欺被害防止の注意喚起を行うとともに、高齢者に消費生活に関するチラシを配布し注意喚起を図ります。 また、消費生活相談の実施により、相談者の消費者トラブルや被害の防止、解決に努めるとともに、地域包括支援センターや行政窓口と連携を図り、被害防止に向けた対応強化を進めます。	防災安全課 産業振興課
78	地域における登下校の見守り活動	地域の各種団体や学校安全サポーターなどによる、子どもの登下校の見守り活動を継続的に実施します。	教育総務課
79	交通安全活動の支援	子どもの登下校時の交通安全指導や、学校や地域において交通安全教室を開催するなど、交通安全意識を高めます。	防災安全課

第4章

計画の推進について

1 数値目標の設定

本計画では、4つの基本目標ごとに地域福祉の推進状況を測る数値目標を設定します。

基本目標 地域の組織と活動の活性化

指標	算出方法	数値	
		現状 平成 29 年度 (2017 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
生活支援サービスの実施 【高齢福祉課】 【社会福祉協議会】	生活支援サービスを実施している地域の数(累計)	3	6

基本目標 福祉教育とボランティア活動の推進

指標	算出方法	数値	
		現状 平成 29 年度 (2017 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
地域支え愛ポイント制度 登録者数 【社会福祉協議会】	地域支え愛ポイント制度に登録している人数(年度末)	1,766 人	2,700 人

基本目標 福祉サービスの利用促進

指標	算出方法	数値	
		現状 平成 29 年度 (2017 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
包括的な相談支援を提供できる体制を整備するための会議の開催回数 【高齢福祉課】	体制整備に向けた協議を行う会議の開催回数(年度合計)	-	6 回

基本目標 安全、安心な地域づくりの推進

指標	算出方法	数値	
		現状 平成 29 年度 (2017 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
地域防災リーダー養成講座の受講者数 【防災安全課】	地域防災リーダー養成のための講座への参加者数(累計)	210 人	420 人

2 計画の推進体制

(1) 施策・事業の点検・評価

毎年度、関係各課において計画に位置づけた施策・事業の取り組み内容や実績、課題、今後の方向性等を確認し、進捗状況を把握します。その結果を市民等で構成する「地域福祉推進協議会」に諮り、市民意見を反映したうえで施策や事業を見直します。

(2) 数値目標の進捗管理

本計画に掲げている「数値目標」については、毎年、数値を確認していきます。また、計画の最終年度である平成35年度(2023年度)には目標値と実績値を比較し、達成状況を確認します。数値目標については、社会情勢の変化等により見直しが必要になった場合は、適切なものへと見直しを行います。

3 関係機関等との連携体制の整備

(1) 市社協(地域福祉活動計画)や地区社協との連携

市社協は地域福祉推進のための中心的な組織となります。そのため、本計画と整合を図りながら市社協が策定した「第3期可児市地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉の推進を図ります。また、地区社協は地域福祉懇話会の開催など地域福祉を推進するうえで要となるため、市社協とともに地区社協が活動しやすいように支援し、連携を図っていきます。

(2) 事業所等との連携

市民の多様な福祉ニーズや地域課題に対応できるよう、サービス提供事業者・民間企業などとの連携強化を図ります。

(3) 関係団体、市民との連携

活動の主役となる市民や関係施設などへの計画冊子の配布、計画の概要版の配布、ホームページへの掲載等により、本計画の内容について広く周知し、啓発を図ります。

また、地域で活動している各種団体との連携強化を図りつつ、市民一人ひとりが福祉活動に積極的に参画できる地域づくりをめざします。

資料編

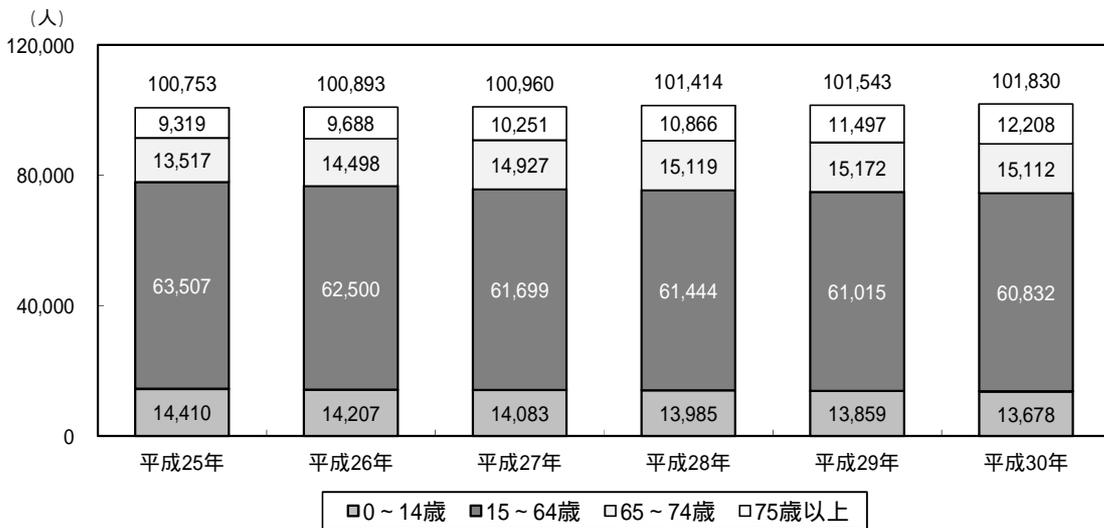
1 可児市の地域を取り巻く現況

(1) 人口・世帯

人口

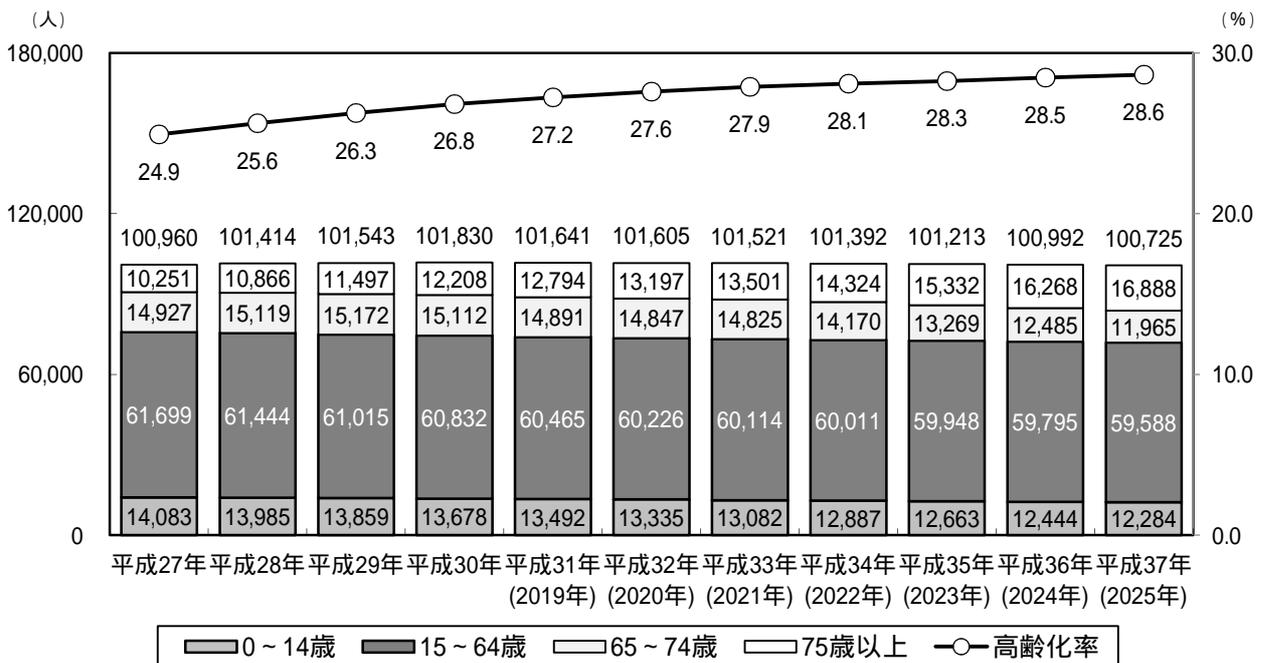
可児市の人口は、平成25～30年にかけて微増傾向で推移し、平成30年10月現在で101,830人となっています。年齢を3区分に分けて、それぞれ総人口に占める割合をみると、15～64歳の生産年齢人口と15歳未満の年少人口の割合は減少、65歳以上の高齢者人口の割合は増加の傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

年齢4区分人口



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

年齢3区分人口割合

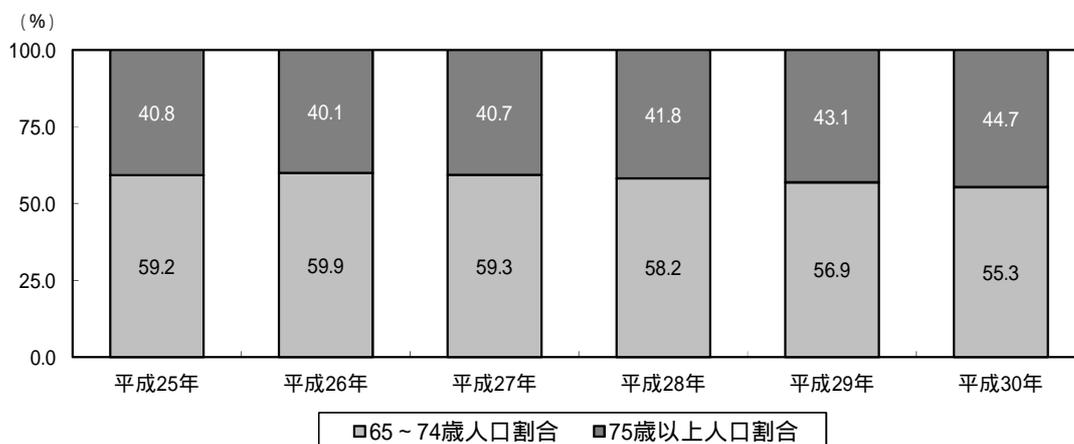


資料：第7期可児市高齢者福祉計画

高齢者人口に対して高齢者の年齢別の人口が占める割合をみると、65～74歳（前期高齢者）では近年、微減傾向にある一方で、75歳以上（後期高齢者）では増加しています。

本市は、前期高齢者の割合が高い点（全国：50.5%、県平均：50.4%）が特徴でしたが、今後、高齢化が進行すると、後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回ると推測されます。

高齢者の年齢別人口割合

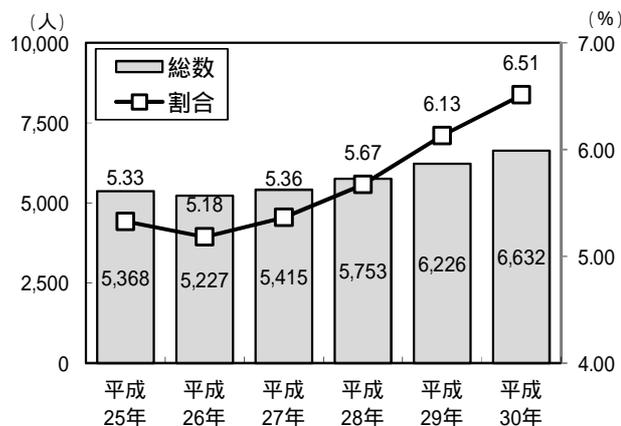


資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

可児市の外国籍の人口は、近年増加傾向にあり、平成30年4月現在で6,632人、総人口に占める割合は6.51%となっており、県内でも高い割合です。

また、国籍別に見ると、フィリピン及びブラジル国籍の方が特に多くなっています。

外国籍人口の推移



資料：可児市の統計（各年4月1日現在）

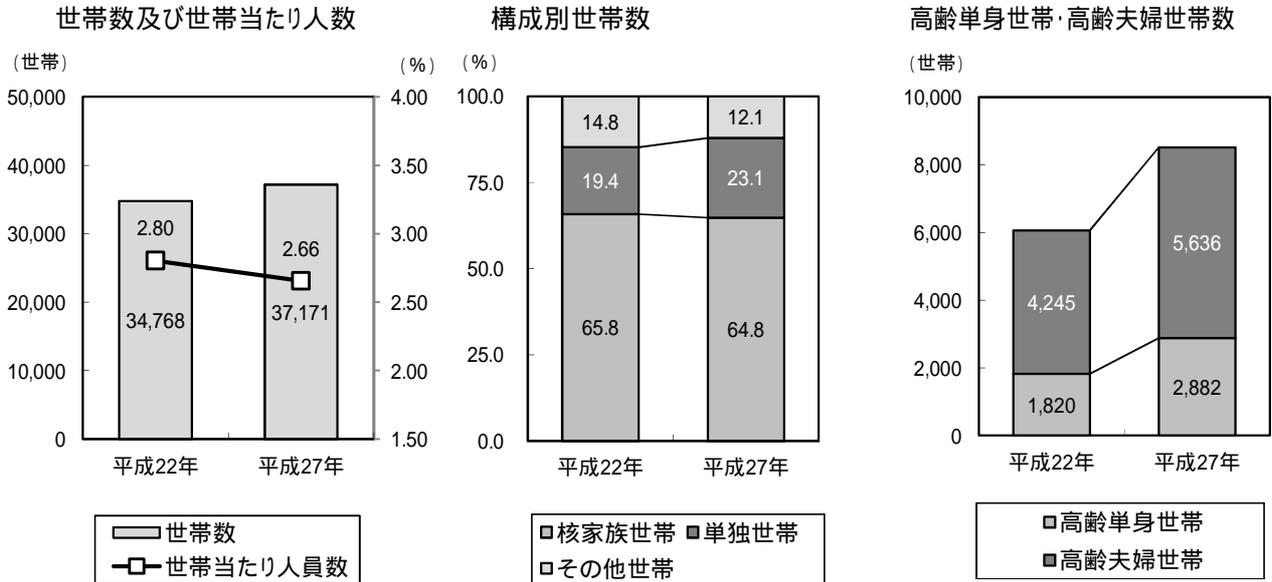
外国籍の方の内訳の推移

	総数	韓国 朝鮮	中国	フィリピン	タイ	インドネシア	ベトナム	アメリカ	ブラジル	ペルー	その他
平成25年	5,368	240	379	1,975	19	20	46	19	2,533	56	81
平成26年	5,227	241	387	2,117	17	20	50	18	2,223	57	97
平成27年	5,415	242	353	2,422	16	29	69	16	2,120	59	89
平成28年	5,753	240	376	2,651	17	45	89	15	2,146	66	108
平成29年	6,226	222	393	2,852	18	45	133	15	2,350	68	130
平成30年	6,632	212	349	3,118	26	38	180	17	2,461	87	144

資料：可児市の統計（各年4月1日現在）

世帯

平成 22～27 年にかけて、世帯数は増加傾向にあります。それに対して世帯あたり人数は減少しています。世帯の構成割合をみると、単独世帯の割合が増加し、さらに、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯が増加しており、世帯の小規模化と高齢化が目立っていることが分かります。

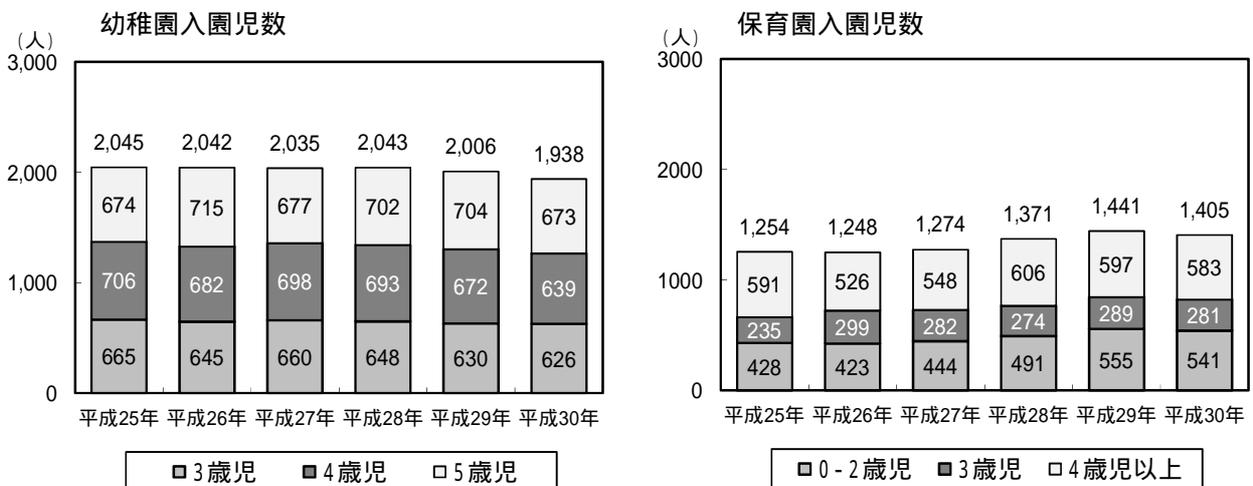


資料: 国勢調査

(2) 社会福祉

子どもの状況

市内の幼稚園（公立・私立）及び保育園（公立・私立・小規模保育事業所）の入園児数を見ると、幼稚園では平成 28 年以降微減傾向である一方、保育園では 0 - 2 歳児を中心に増加しており、早期からの子どもの預かりのニーズが高まってきています。



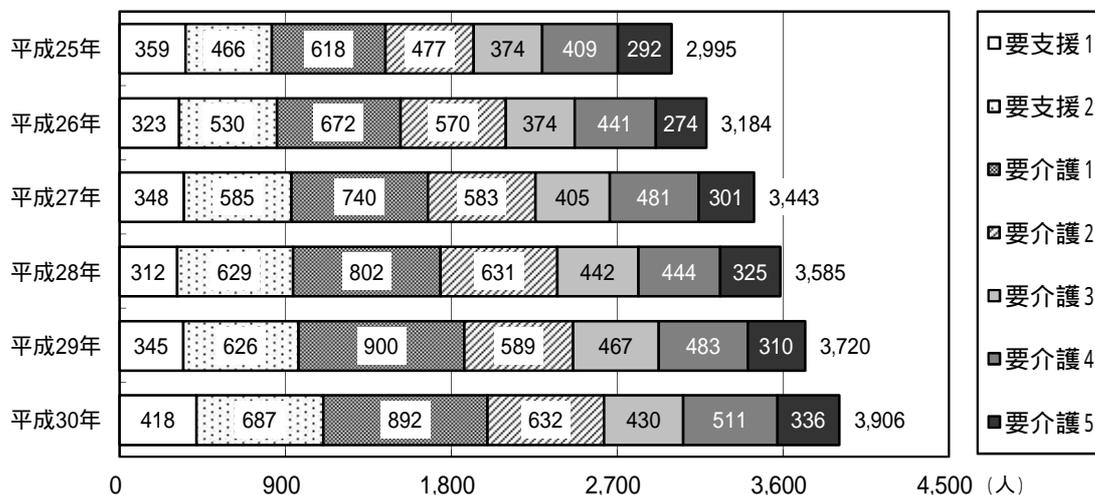
資料: 可児市の統計

資料: 可児市の統計

要支援・要介護認定者について

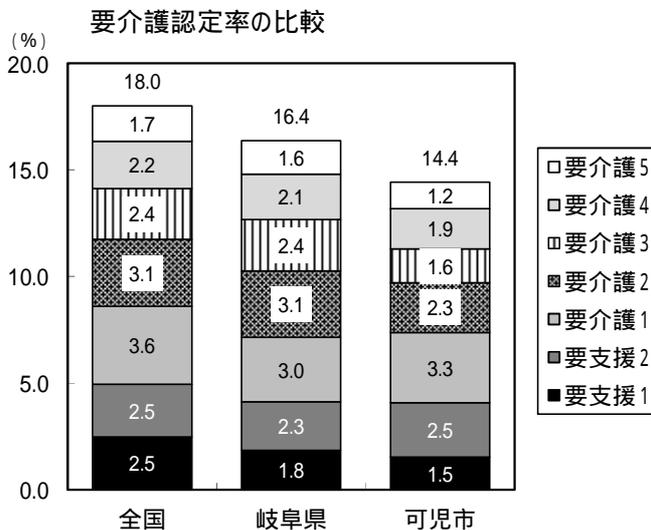
65歳以上の要支援・要介護認定者数は平成30年時点で3,906人となっており、平成25年から911人増加しています。また平成25年以降、要支援1から要介護1の軽度の認定者が増加し続けています。

要支援・要介護認定者数



資料：介護保険事業状況報告年報（平成28年以降は介護保険事業状況報告3月月報）

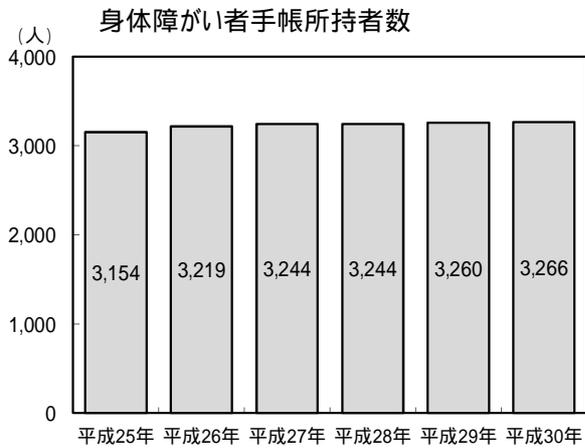
本市の65歳以上の人口のうち、要支援・要介護認定者の割合は14.4%（平成29年度末）となっており、全国平均の18.0%、岐阜県平均の16.4%よりも低くなっています。



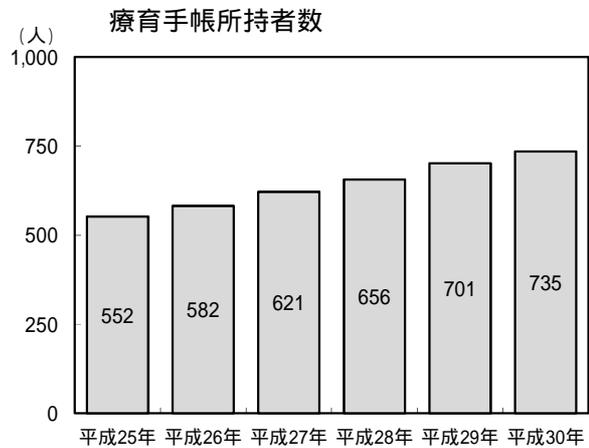
資料：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」
（出展：介護保険事業状況報告（平成30年3月月報））

障がいのある人の状況

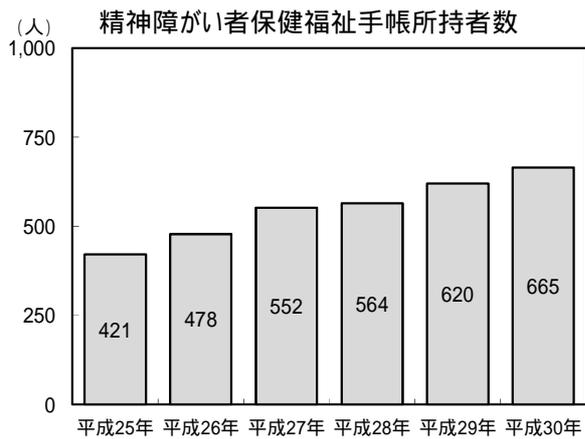
各障がい者手帳所持者数をみると、特に療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者が増加しています。また、発達に何らかの心配がある児童や家族に早期から支援を行う、こども発達支援センターくれよんの利用児童数は横ばい傾向にあります。



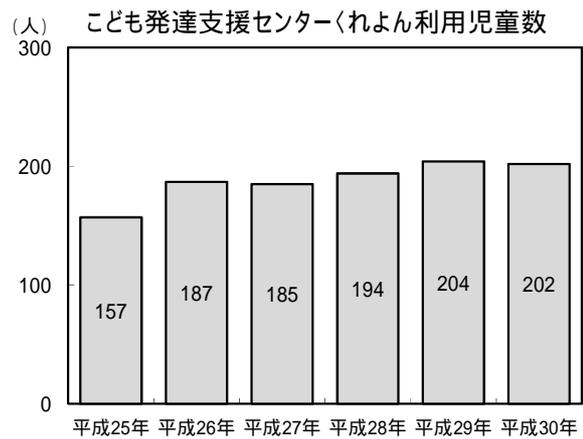
資料: 可児市の社会福祉(各年4月1日現在)



資料: 可児市の社会福祉(各年4月1日現在)



資料: 可児市の社会福祉(各年4月1日現在)

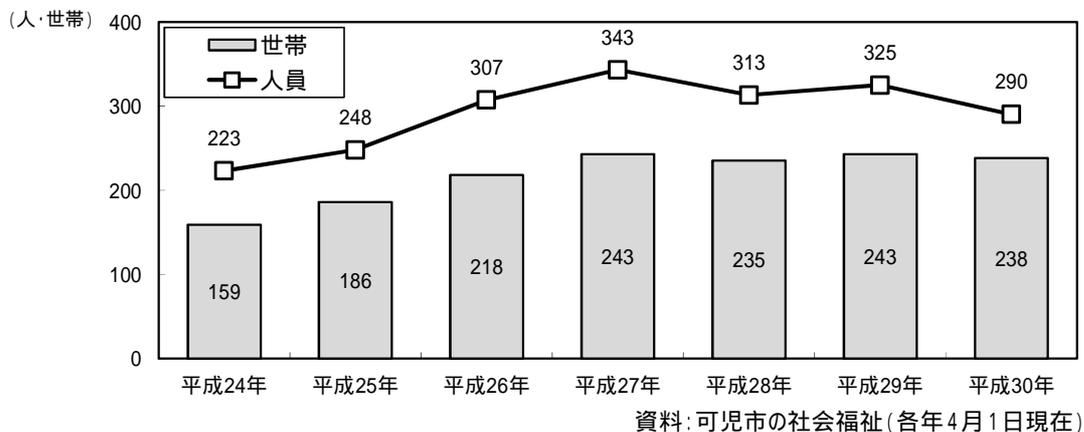


資料: 可児市の社会福祉(各年4月1日現在)

生活保護の状況

生活保護世帯、保護人員は、平成 24 年から平成 27 年まで増加し、その後横ばいの状況です。

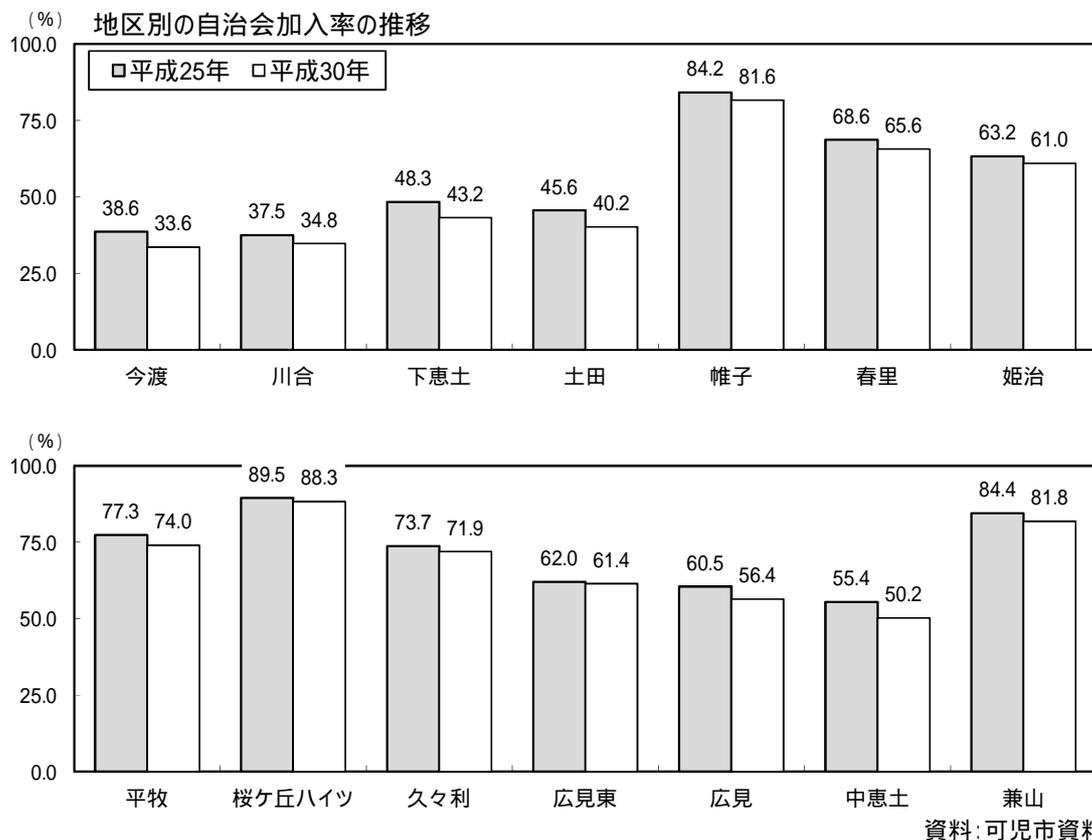
被保護世帯・被保護人員の推移



(3) コミュニティ・地域活動

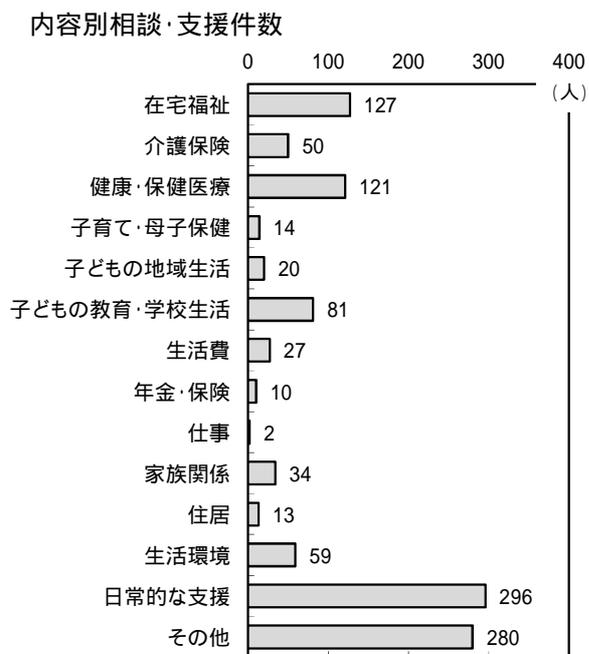
自治会加入率

市内の 14 地区ごとに自治会加入率をみると、帷子・桜ヶ丘ハイツ・兼山で加入率が比較的高くなっていますが、平成 25～30 年にかけて、すべての地区で加入率が低下しています。

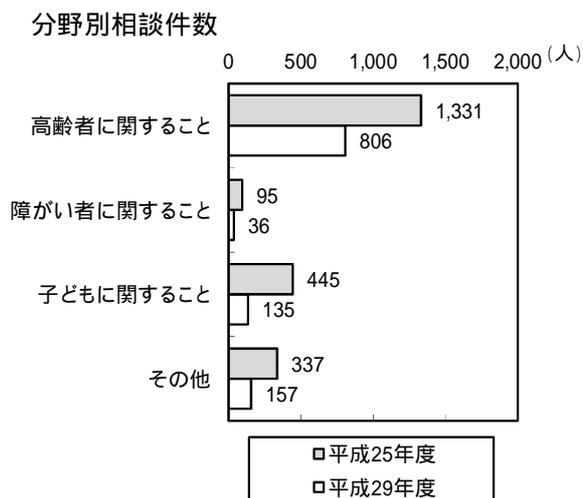


民生児童委員

平成 29 年度の民生委員（児童委員を兼ねる）への相談内容及び民生児童委員からの支援内容をみると、日常的な支援や在宅福祉、健康・保健医療で比較的多くなっています。また、平成 25 年度と平成 29 年度の相談分野別件数を比較すると、高齢者に関することは大きく減少していますが、これは地域包括支援センターが開設され、高齢者の総合相談支援を提供しているためと思われます。



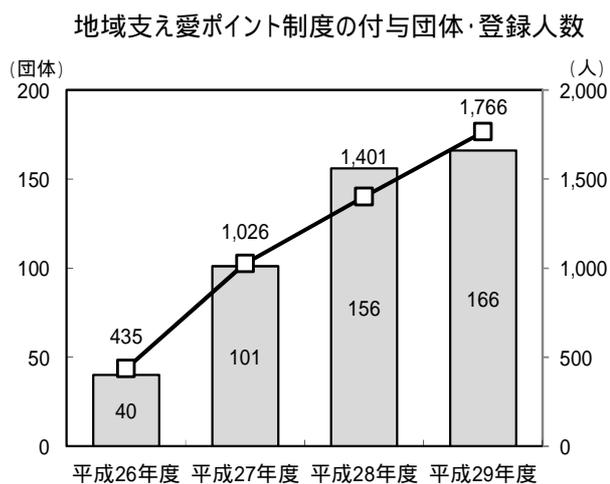
資料：可見市の社会福祉（平成 29 年度時点）



資料：可見市の社会福祉（平成 29 年度時点）

地域支え愛ポイント制度

地域支え愛ポイント制度への登録団体・登録者について、平成 26 年度の制度開始から、平成 29 年度にかけて大きく増加しています。



資料：可見市社会福祉協議会事業報告書

2 アンケートの調査結果

(1) アンケートの概要

本計画を策定するにあたり、地域福祉に関係する活動を行っている方が感じておられる地域の現状や課題、地域福祉活動に関する考え方などをお聞きし、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として、2種類の活動者を対象にアンケートを実施しました。

	【活動者アンケート】	【関係団体アンケート】
	平成 29 年度の自治会長、自治連合会役員 地域福祉協力者、民生児童委員	地域福祉活動分野で活動する団体
調査期間	平成 30 年 6 月 15 日（金）～ 6 月 29 日（金）	
調査方法	調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収	
発送数（N数）	682 通	24 通
回収数（回収率）	485 通（71.1%）	20 通（83%）

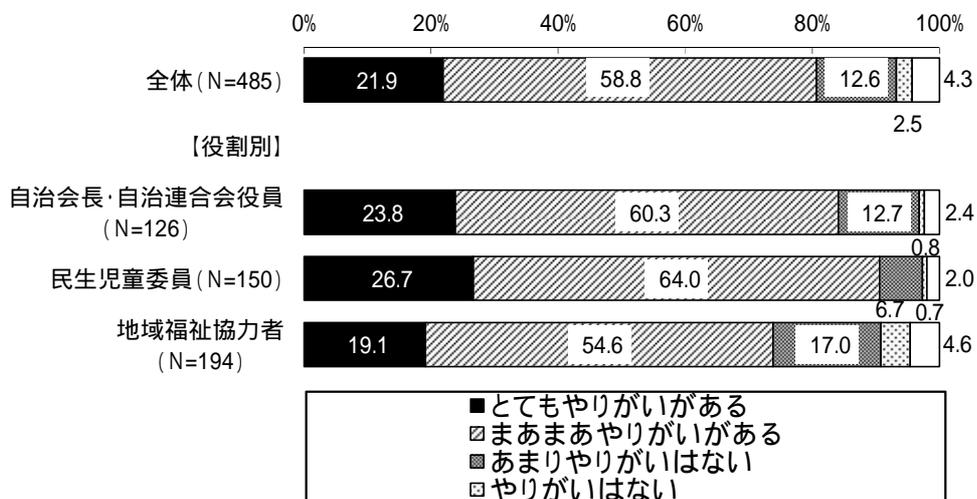
(2) 活動者アンケートの概要

【地域での活動について】

自治会長・自治連合会役員、民生児童委員を中心に、地域活動にやりがいを感じている方が多い一方で、活動に負担を感じるという声も比較的多くなっており、役割の重要性や大変さも市民に知ってもらった上で、活動者を支援する体制が必要になっています。

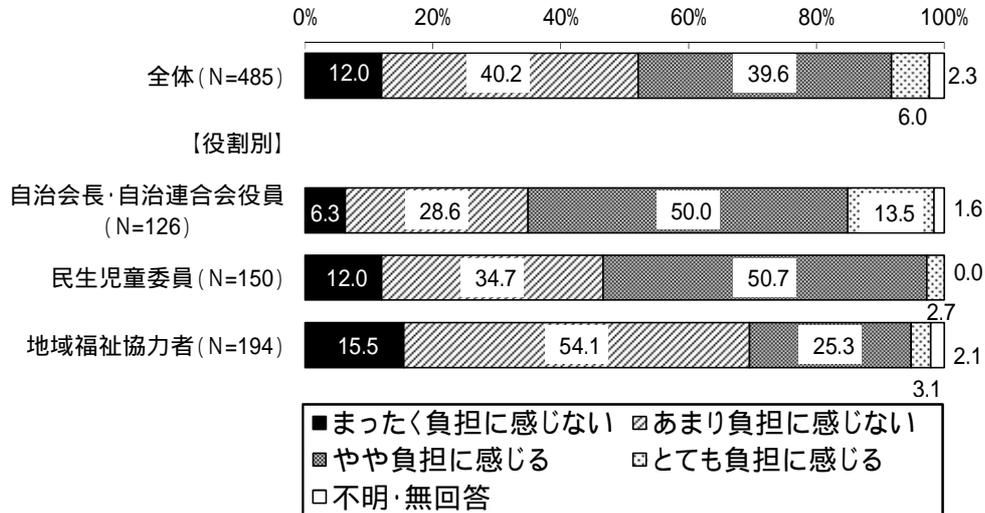
地域活動へのやりがいは、「とてもやりがいがある」「まあまあやりがいがある」をあわせた『活動にやりがいを感じている』割合は 80.7%となっています。また、役割別では、自治会長・自治連合会役員、民生児童委員で『活動にやりがいを感じている』割合が高くなっています。

地域活動は、やりがいがあるか



地域活動の負担感は、「やや負担に感じる」「とても負担に感じる」をあわせた『活動に負担を感じている』割合は 45.6%となっています。また、役割別では、自治会長・自治連合会役員、民生児童委員で『活動に負担を感じている』割合が高くなっています。

地域活動に、負担を感じるか

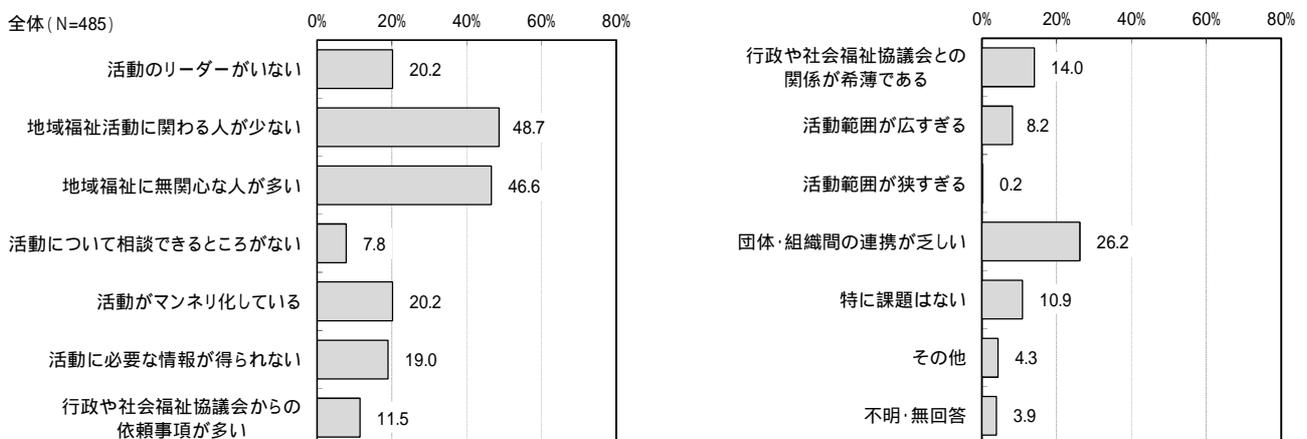


【地域福祉の状況について】

福祉活動を担う人材が不足しているだけでなく、現在行っている団体同士の連携の乏しさも指摘されており、交流の促進や連携の拠点づくりなどが重要になります。

地域活動の課題は、「地域福祉活動に関わる人が少ない」が 48.7%と最も高く、次いで「地域福祉に無関心な人が多い」が 46.6%、「団体・組織間の連携が乏しい」が 26.2%となっています。また、「活動がマンネリ化している」といった、福祉活動そのものに対する課題についても 20.2%と一定程度の回答が見られます。

地域福祉活動を進めるにあたっての課題はあるか



地域での交流や見守りができる体制や仕組みが求められています。

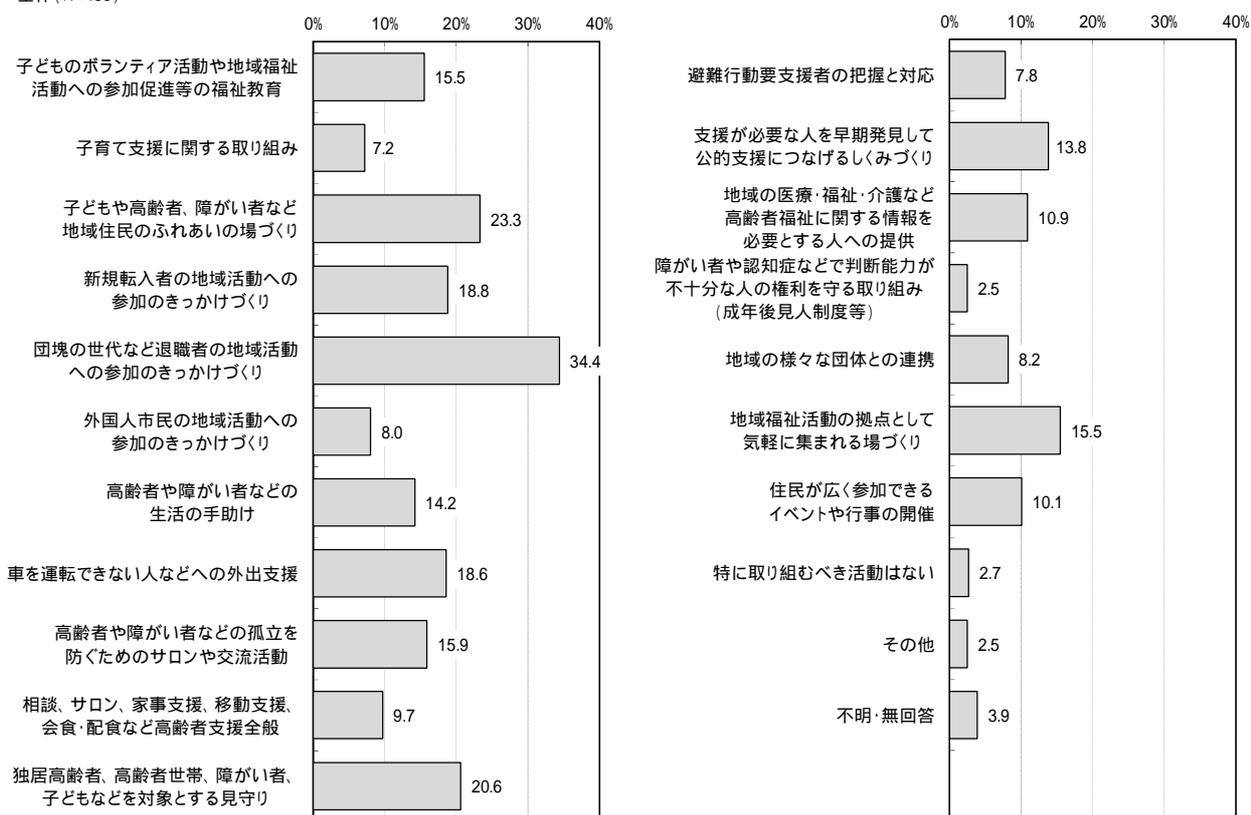
独居高齢者や高齢者のみの世帯、また、こうした人の介護者等については、支援の必要性が回答者に周知されていますが、一方でひとり親世帯や引きこもり・不登校、低所得者等、生活に困窮しやすい方への支援の意識は、今後高めていく必要があります。

地域で取り組むべき地域福祉活動について、「団塊の世代など退職者の地域活動への参加のきっかけづくり」が34.4%と最も多く、次いで「子どもや高齢者、障がい者など地域住民のふれあいの場づくり」が23.3%となっています。

日常生活圏域別では、多くの圏域で「団塊の世代など退職者の地域活動への参加のきっかけづくり」が高くなっていますが、土田圏域では「新規転入者の地域活動への参加のきっかけづくり」が最も高く、また、春里・姫治圏域では「子どものボランティア活動や地域福祉活動への参加促進等の福祉教育」が最も高くなるなど、圏域に暮らす住民の年齢層等によって、地域ごとに差がみられます。

地域で特に取り組むべき地域福祉活動は何か

全体 (N=485)

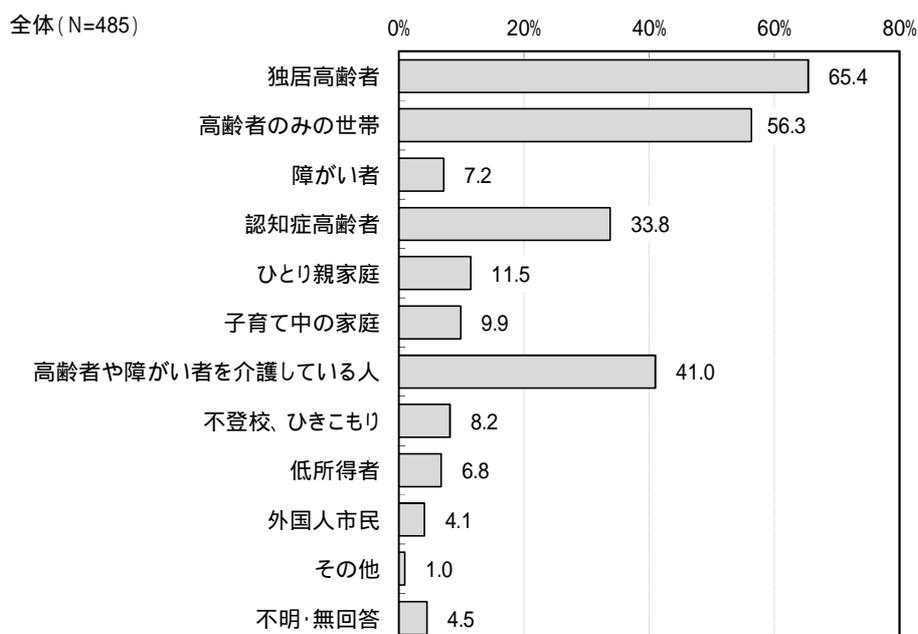


地域で特に取り組むべき地域福祉活動は何か【日常生活圏域別】 一部回答抜粋

	子どものボランティア活動や地域福祉活動への参加促進等の福祉教育	子育て支援に関する取り組み	子どもや高齢者、障がい者など地域住民のふれあいの場づくり	新規転入者の地域活動への参加のきっかけづくり	団塊の世代など退職者の地域活動への参加のきっかけづくり	外国人市民の地域活動への参加のきっかけづくり	高齢者や障がい者などの生活の手助け	車を運転できない人などへの外出支援	高齢者や障がい者などの孤立を防ぐためのサロンや交流活動	相談、サロン、家事支援、移動支援、会食・配食など高齢者支援全般	独居高齢者、高齢者世帯、障がい者、子どもなどを対象とする見守り
今渡・川合・下恵土・兼山圏域 (N=150)	11.3	10.7	25.3	27.3	30.7	13.3	12.7	11.3	14.0	7.3	20.0
帷子圏域 (N=128)	12.5	5.5	21.1	7.8	44.5	4.7	18.0	21.1	17.2	14.8	23.4
土田圏域 (N=28)	17.9	7.1	32.1	39.3	17.9	28.6	10.7	14.3	35.7	7.1	14.3
春里・姫治圏域 (N=47)	25.5	10.6	14.9	23.4	21.3	6.4	8.5	25.5	12.8	10.6	14.9
平牧・久々利・桜ヶ丘圏域 (N=82)	20.7	3.7	20.7	12.2	40.2	1.2	19.5	28.0	12.2	9.8	23.2
広見東・広見・中恵土圏域 (N=47)	17.0	4.3	31.9	17.0	34.0	2.1	8.5	14.9	14.9	4.3	21.3

地域の中で見守りが必要な対象としては、特に「独居高齢者」や「高齢者のみの世帯」、「高齢者や障がい者を介護している人」が特に高くなっています。

地域で、これから特に支援が必要だと思う対象はどれか

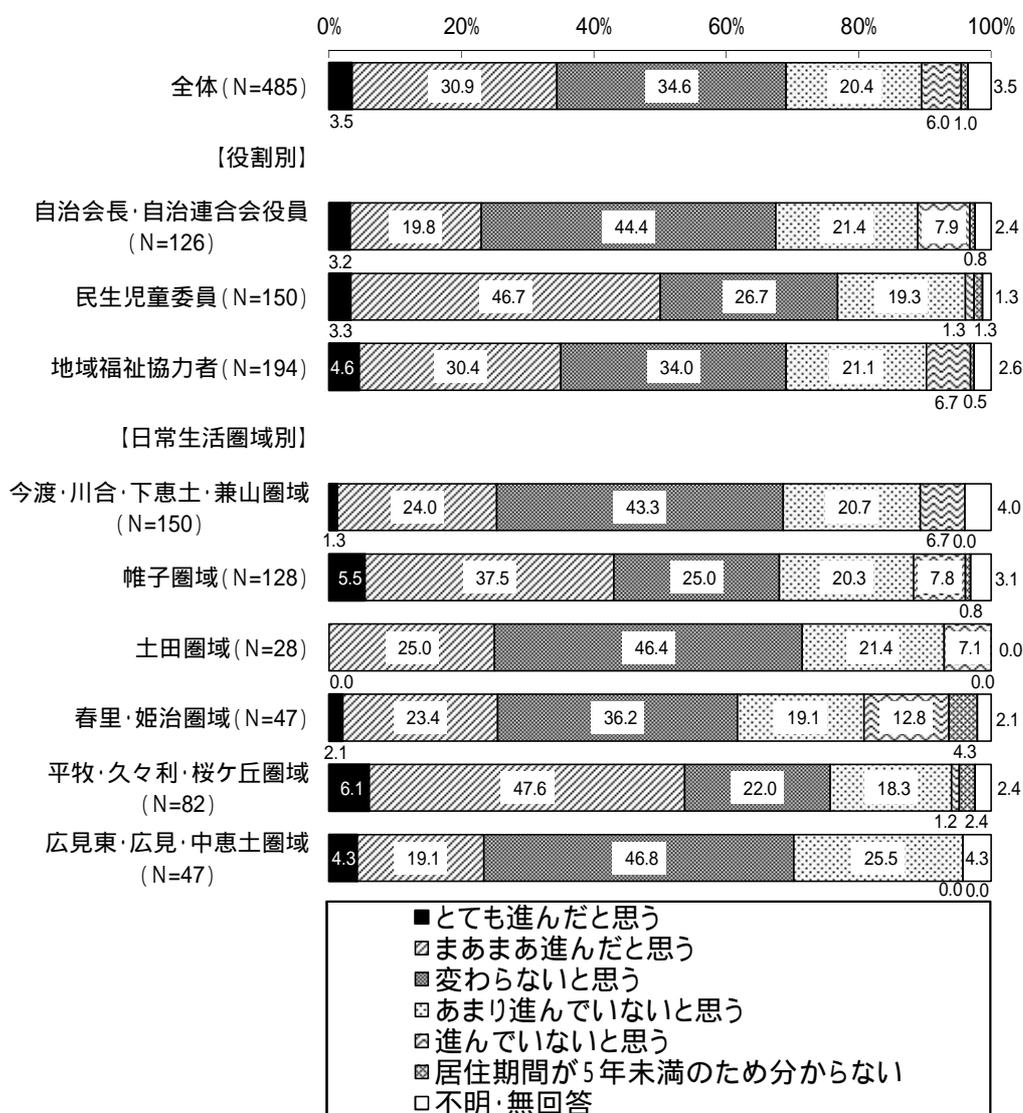


行政や市社協による支援体制の充実や、特に相談の場の充実が、地域福祉の推進の実感につながっています。今後、こうした支援の仕組みに市民を巻き込みながら、より身近な地域で課題の解決を図れる仕組みが必要になります。

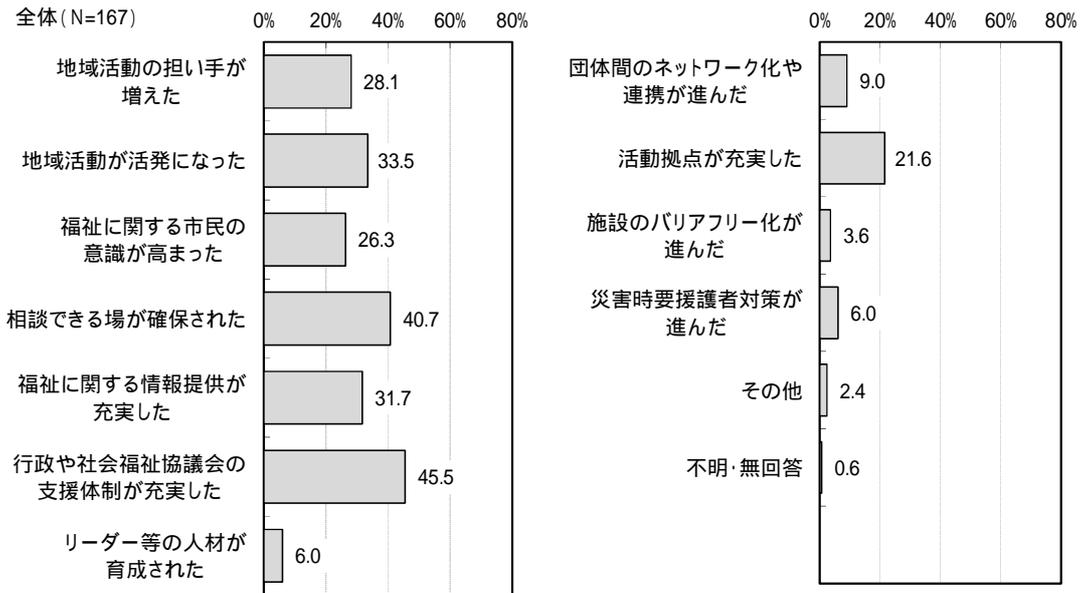
5年間の地域福祉の推進状況への評価は、「とても進んだと思う」「まあまあ進んだと思う」をあわせた『進んだと思う』割合は34.4%と、一定程度見られます。日常生活圏域別では、特に帷子圏域、平牧・久々利・桜ヶ丘圏域で『進んだと思う』の割合が4割を超えており、比較的高くなっています。

進んだと思う理由としては、「行政や社会福祉協議会の支援体制が充実した」や「相談できる場が確保された」等、主に公的なサービス支援体制の充実が大きな理由となっています。

ここ5年くらいで、地域福祉が進んだと思うか



ここ5年くらいで、地域福祉が進んだと思う具体的な理由は何か 限定設問



【市や社協の取り組みについて】

地域福祉計画や地域福祉活動計画の認知度はいまだ低く、計画の周知のため、行政や市社協の取り組みに、地域の活動団体等をより巻き込んでいく必要があります。

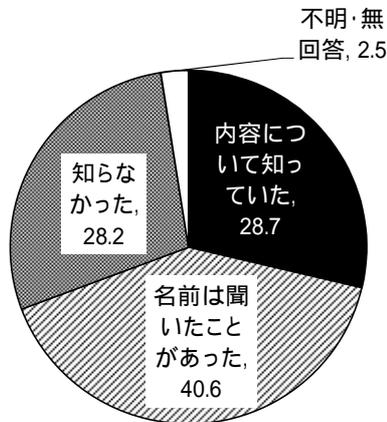
地域福祉の推進のため、活動者だけでなく、すべての市民に対する地域福祉の意識の啓発が求められています。

計画の認知度(「内容について知っていた」)について、可児市地域福祉計画では28.7%、可児市地域福祉活動計画では29.5%となっています。

一方、地域福祉の推進のため、行政に必要とされている支援について、「活動の担い手となる人材育成」が43.9%と最も高く、次いで「広く市民に対する地域福祉の啓発」が30.9%となっています。

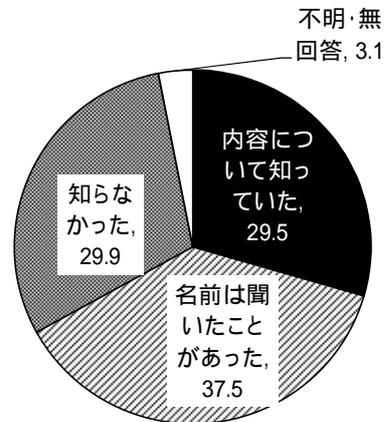
地域福祉計画を知っていたか

全体 (N=485)

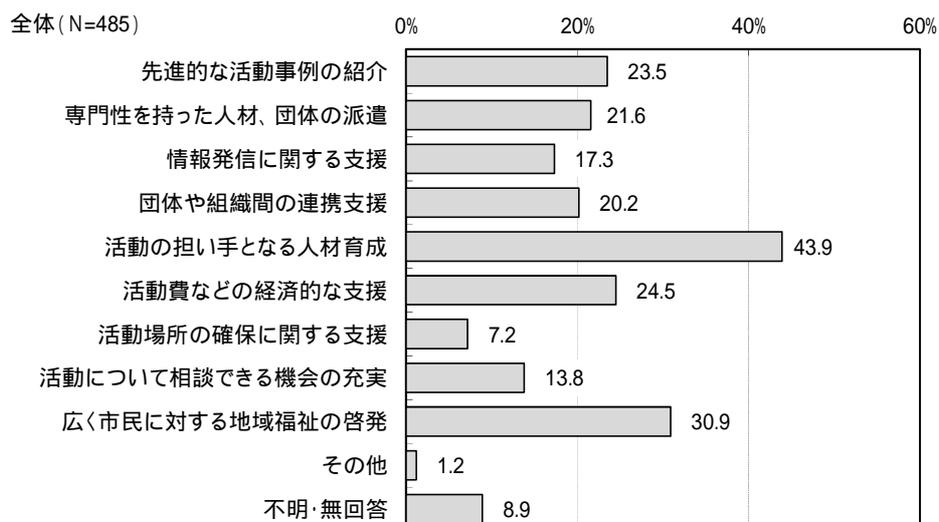


地域福祉活動計画を知っていたか

全体 (N=485)



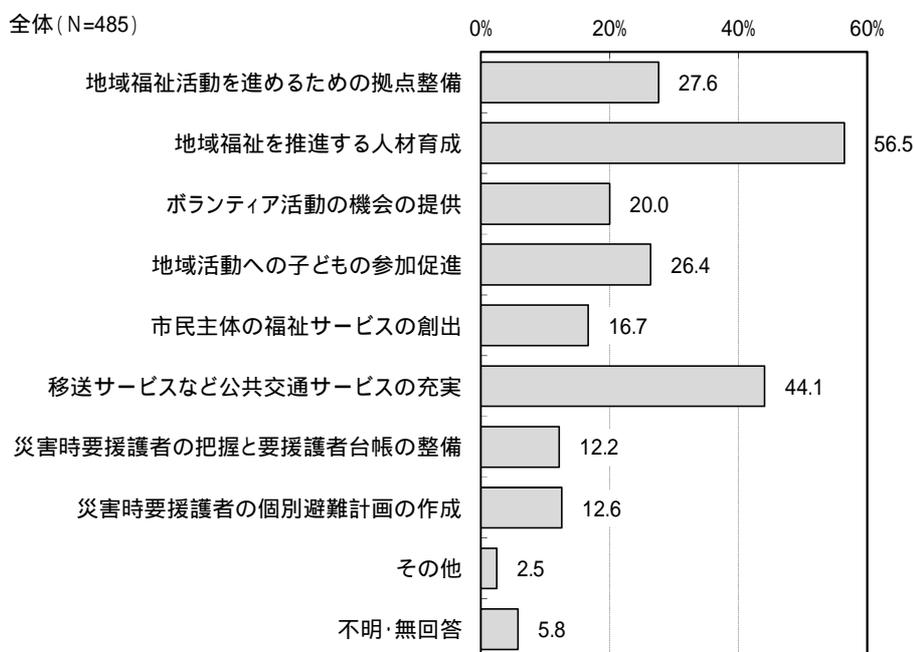
活動者として、地域福祉推進のために行政からほしい支援があるか



安心・安全な地域のために不可欠な災害時への備えを進めるため、災害時要援護者の把握等の重要性や、平時から要援護者を含めた地域でのつながりづくりを推進する必要があります。

重点的に進めるべきだと思うものについて、「災害時要援護者の把握と要援護者台帳の整備」や「災害時要援護者の個別避難計画の作成」はいずれも1割程度にとどまっています。

今後、可見市で重点的に進めるべきだと思うものはどれか



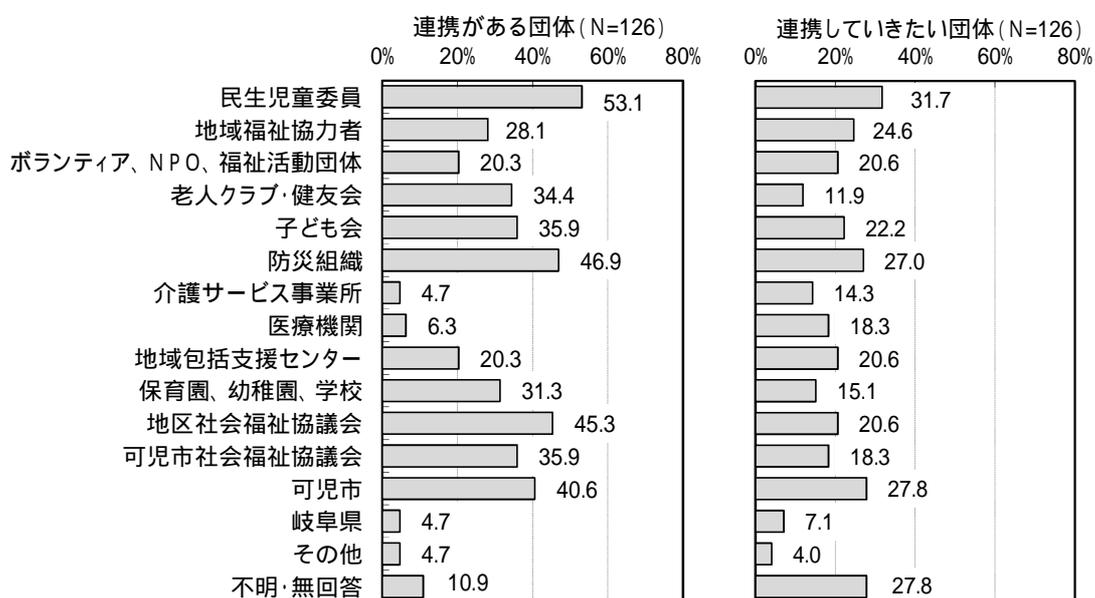
【他団体との連携について】

地域包括支援センターは、いずれの活動者からも今後連携の強化が望まれており、地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムの充実や、高齢者だけでなく、様々な分野の福祉に関する拠点として活用されることが期待されています。

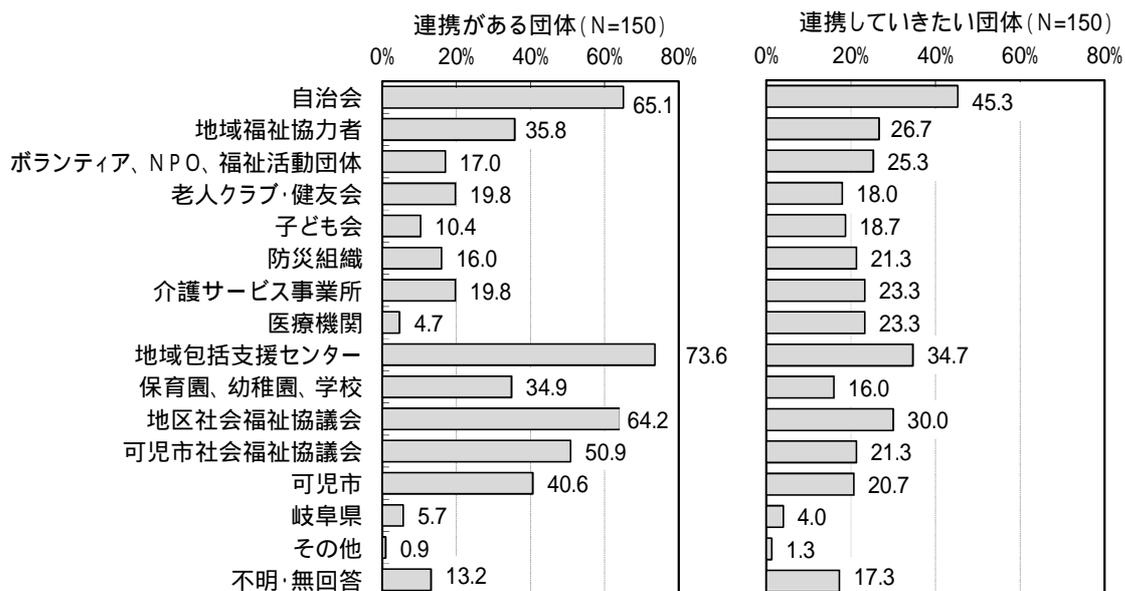
現在、「地域包括支援センター」と連携がある回答者について、自治会長・自治連合会役員では20.3%、民生児童委員では73.6%、地域福祉協力者では25.4%となっており、今後の連携意向でも、いずれも2～3割となっています。

また、「防災組織」と連携がある回答者について、民生児童委員や地域福祉協力者では比較的割合が低いものの、今後の連携意向は約2割となっています。

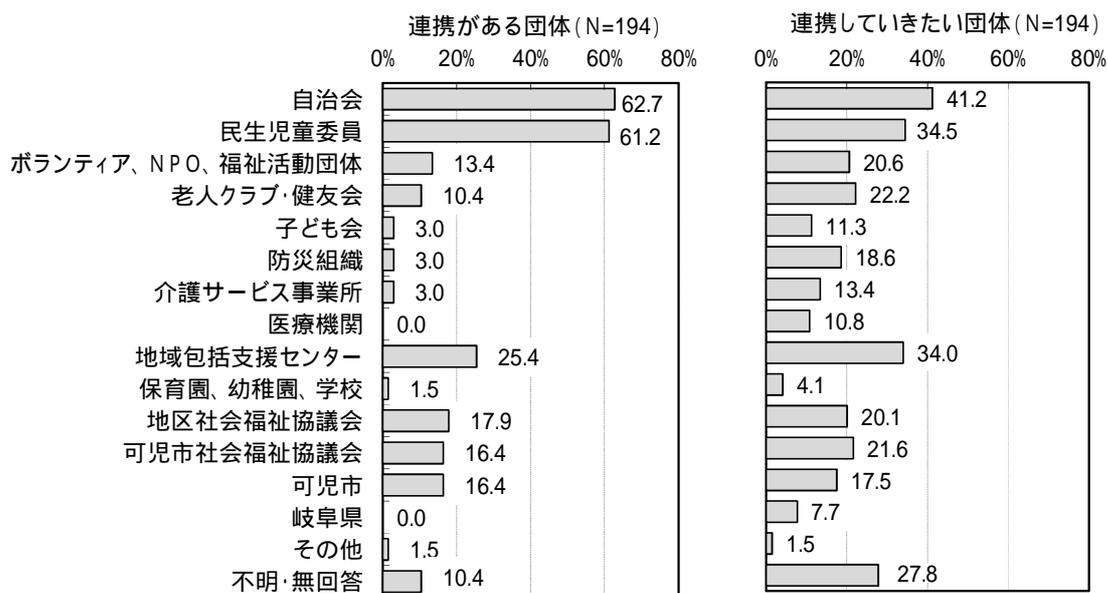
連携がある組織・団体及びこれから連携していきたい組織・団体【自治会長・自治連合会役員】



連携がある組織・団体及びこれから連携していきたい組織・団体【民生児童委員】



連携がある組織・団体及びこれから連携していきたい組織・団体【地域福祉協力者】



第3期可児市地域福祉計画（平成31年1月）

発行 可児市

編集 可児市 福祉部 高齢福祉課

〒509-0292

岐阜県可児市広見一丁目1番地

TEL : 0574-62-1111

FAX : 0574-60-4616